

令和３年第３回定例会
赤井川村議会会議録
第１日（令和３年９月１６日）

◎議事日程（第１日）

- 第 １ 会議録署名議員の指名
 - 第 ２ 会期の決定
 - 第 ３ 諸般の報告
 - 第 ４ 報告第 ２号 議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）について
 - 第 ５ 発委第 １号 赤井川村議会会議規則の一部を改正する規則案について
 - 第 ６ 発委第 ２号 議会の議員の長期欠席等における議員報酬の特例に関する条例案について
 - 第 ７ 議案第 ２８号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和３年度赤井川村一般会計補正予算（第４号））
 - 第 ８ 議案第 ２９号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和３年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第１号））
 - 第 ９ 議案第 ３０号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について
 - 第 １０ 議案第 ３１号 赤井川村個人情報保護条例の一部を改正する条例案について
 - 第 １１ 議案第 ３２号 赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について
 - 第 １２ 議案第 ３３号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
 - 第 １３ 議案第 ３４号 小公園設置条例の一部を改正する条例案について
 - 第 １４ 議案第 ３５号 赤井川村高齢者、障害者等の移動等円滑化に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
 - 第 １５ 議案第 ３６号 赤井川村道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案について
 - 第 １６ 議案第 ３７号 赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例案について
- 全員で構成する予算特別委員会の設置
- 第 １７ 議案第 ３８号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
 - 第 １８ 議案第 ３９号 令和３年度赤井川村一般会計補正予算（第５号）
 - 第 １９ 議案第 ４０号 令和３年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
 - 第 ２０ 議案第 ４１号 令和３年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
 - 第 ２１ 認定第 １号 令和２年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 ２２ 認定第 ２号 令和２年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

について

第 2 3 認定第 3 号 令和 2 年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 2 4 認定第 4 号 令和 2 年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 2 5 認定第 5 号 令和 2 年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 2 6 認定第 6 号 令和 2 年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

全員で構成する決算特別委員会の設置

第 2 7 同意案第 2 号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて

第 2 8 一般質問

豪雪地帯対策特別措置法改正等に関する意見書について

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

◎出席議員（8名）

1 番	連	茂 君	2 番	曾 根 敏 明 君
3 番	辻	康 君	4 番	能 登 ゆ う 君
5 番	湯 澤 幸 敏 君	6 番	川 人 孝 則 君	
7 番	山 口 芳 之 君	8 番	岩 井 英 明 君	

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬 場	希 君
副	村 長	大 石	和 朗 君
会 計 管 理 者		小 畑	信 幸 君
総 務 課 長		高 松	重 和 君
保健福祉課長		藤 田	俊 幸 君
介護保険課長		神	信 弘 君
産 業 課 長		秋 元	千 春 君
建 設 課 長		今 城	豪 君
教 育 長		根 井	朗 夫 君

教育委員会次長
代表監査委員

谷 早 苗 君
大 西 敏 典 君

◎議会事務局

事 務 局 長
書 記

瀬 戸 雅 哉 君
伊 藤 秋 恵 君

(午前 9時04分開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和3年第3回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
今期定例会に提出されました案件は、報告1件、議会委員会議案2件、議案14件、認定6件、同意案1件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番、連茂君及び2番、曾根敏明君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月17日までの2日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月17日までの2日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願ひたいと思ひます。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思ひますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願ひたいと思ひます。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和3年5月分から令和3年8月分の例月出納検査結果報告書及び8月30日実施の定例監査結果報告書の提出がありましたので、2ページから6ページとして配付いたしております。

続きまして、村長より行政報告、教育長より教育行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、行政報告を5件させていただきます。

まず、1件目は、令和2年度普通会計バランスシートについてということで、1ページ目をお開きください。毎年ご報告させていただいております財務書類4表についてでございます。読み上げながらご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、地方公共団体において財務書類を作成する目的は、経済的または政治的意思決定を行うべく、当該団体の期末における財政状態に関する情報を利用する者に対し、意思決定に有用な情報を分かりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産、債務管理や予算編成、行政評価などに有効に活用することでマネジメントを強化し、財政の効率化、適正化を図ることにあります。具体的には、当該団体の財政状態が分かる貸借対照表、発生主義による一会計期間における費用、収益が分かる行政コスト計算書、純資産の変動が分かる純資産変動計算書及び資産収支の状態が分かる資金収支計算書により現在の財政状況並びに将来情報を予測することができることから、決算時に合わせて財務書類を報告させていただいております。

財務書類から分かることは、令和3年3月31日現在で赤井川村の総資産は約121億円となり、負債は約26億円、その差である純資産は約95億円ということになります。

2ページ目をお開きください。令和2年度分の財務書類の作成についてということで、統一的な基準による令和2年度分の財務書類を作成しましたので、報告いたします。

財務書類、財務4表といいます、とは、企業会計に用いられる発生主義の考え方に基づいて作成された財務資料であり、公会計では4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書）を作成することと総務省の統一的な基準による地方公会計の整備促進についてで示されています。財務書類を用いることで、行政サービスを提供するために保有している財産である資産やその対価として将来支払う予定である負債の状況が把握できるようになるため、次の機能を有していますということで、1つとしては分かりやすい情報公開により説明責任を果たすことで行政の信頼性の向上を図ること、2つ目として資産、債務管理や予算編成、行政評価などに有効に活用することで財政状況の健全化の促進（効率化・適正化）を図ること、この2つを大きな機能として有しているということです。赤井川村では、平成28年度決算から総務省通知により、行財政の透明性、固定資産台帳の必要性及び団体間での比較を可能とする観点から統一的な基準による財務書類を作成しております。

以下2ページ、3ページ目においては、貸借対照表から資金収支計算書までのそれぞれの目的、機能について説明をしておりますので、4ページ以降はそれぞれ個別の書類を添付しておりますので、後ほどご確認をいただければというふうに思います。

続きまして、2番目として地方公共団体の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について報告をさせていただきます。10ページ目をお開きください。読み上げながらご説明をさせていただきます。地方公共団体の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに公営企業に係る特別会計の資金不足比率（以下「資金不足比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされております。令和2年度分の健全化判断比率及び資金不足比率の算定を行った結果を監査委員の意見とともに別紙のとおり報告いたします。

なお、監査委員の意見書については、決算関係の書類とともに別冊となっておりますので、後ほどご確認いただければというふうに思います。

11ページ目をお開きください。まずは、健全化判断比率ということで、上段が赤井川村の比率、中段が早期健全化基準、下段が財政再生基準ということになっております。実質赤字比率は、黒字であることから算定はされておられません。連結実質赤字比率は、資金剰余が黒字であることから算定されておられません。将来負担比率は、充当可能財源より少ないことから算定されておられませんということで、実質算定については実質公債比率が6.6%ということでございます。

続いて、下段です。資金不足比率、これにつきましては各会計の資金不足比率は資金剰余が黒字であることから算定されないということで、資金不足比率は算定されておられません。

以上、報告させていただきます。

続きまして、3番目、赤井川村国民保護計画の変更についてということで、12ページ目をお開きください。赤井川村国民保護計画の変更について。

北海道国民保護計画の変更等に伴い赤井川村国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき議会へ報告いたします。

変更箇所としては、令和3年赤井川村国民保護計画新旧対照表のとおりということで、13ページ以降に添付しております。国民保護計画本体については、別冊で配付しておりますので、後ほどご確認をいただければというふうに思います。13ページお開きいただきまして、表そのものは左側が変更後の内容、右側が現行の計画内容、そして一番右端に変更理由というものがかかれております。主に1ページ目でいえば、連絡先の軽微な変更になっております。2ページ以降についても名称などの変更、あとは文言の修正等による軽微な変更ということになっておりますので、本文が変更になるような大きな変更ではなく、それぞれ軽微な変更という形の中で今回整理をさせていただいておりますので、この新旧対照表を御覧いただければ変更箇所などがご確認できると思いますので、後ほどご確認いただければというふうに思います。

続きまして、4番目、赤井川村における新型コロナウイルスワクチン接種状況についてということで、21ページ目をお開きください。読み上げてご説明に代えさせていただきます

す。赤井川村における新型コロナウイルスワクチン接種状況について。

北後志5町村が共同でワクチン接種体制を構築することで円滑にワクチン接種を実施することを目的として協定を締結し、これまで取り進めてきているところですが、6月定例会以降9月10日までの状況について報告いたします。

まず、接種体制について、北後志5町村の15医療機関で実施、医療機関ごとに1日の接種数、実施する曜日や受付時間は異なっておりました。6月より協会病院が土日に実施する大規模接種を開始しております。1日1,200人ということで実施しておりました。9月よりこれまでの接種状況により接種医療機関を協会病院に集約しております。なお、各町村でおおむね希望者が2回接種を終え、予約数が減少傾向にあり、医療機関ごとに日6人接種者を確保するのが困難となり、余剰廃棄を防ぐために1医療機関に集約させていただいたものです。米印として、9月は予約状況に応じ協会病院以外の一部医療機関で予約受付を開放しております。

接種案内発送状況についてでございます。案内発送の時期は、北後志5町村で統一して行っています。現在までに全ての対象者、12歳以上です、への案内発送は終わっています。12歳の誕生日を迎えた方には、随時案内を発送しております。

接種予約状況（9月10日現在）です。優先接種対象者（65歳以上の方）につきましては373人中、予約済みの方が313人で83.9%、確認できた範囲で接種予定のない方を除くと対象者が330人となり、その場合の予約率は94.8%となります。続いて、64歳以下の対象者の予約状況でございます。40から64歳までは、対象者367人中、1回目が286人で77.9%、2回目が283人で77.1%、12歳から39歳までの対象者が335人中で1回目191人で57%、2回目が184人で54.9%となっております。

接種済みの割合として、これも9月10日現在でございます。接種対象者数1,075人の中で1回接種者数は823人、割合としては76.6%、2回接種者数774人で、割合は72%になっております。予約システムを介せず接種している方（医療事務従事者・北後志以外の医療機関で接種した方等）もいるため、予約状況とは数値が異なりますので、ご了解いただきたいというふうに考えております。現在も日に1人か2人ずつ予約をする方が増えている状況なので、若干まだ希望する方がいられるかなというふうに思いますので、引き続き接種については推進をしていきたいというふうに考えてございます。

最後になります。令和3年6月1日以降、工事等発注状況についてでございます。最終ページ、22ページ目をお開きください。6月7日の阿女鱒岳地熱資源活用調査業務から8月25日の落合ダム取水放流設備点検業務まで21件の工事（委託業務）を発注しておりますので、後ほどご確認をいただければというふうに思います。

以上、5点について行政報告をさせていただきましたので、終了させていただきます。
○議長（岩井英明君） 続きまして、教育長より報告を求めます。

教育長。

○教育長（根井朗夫君） 改めまして、おはようございます。それでは、教育行政報告を

2点させていただきます。

1点目は、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書についてであります。このことについては、国の法律によりまして点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会へ報告することとされております。つきましては、令和2年度における事務事業の執行状況についてお手元に配付させていただいております報告書のとおりとなっておりますので、ご報告申し上げます。なお、社会教育事業については、新型コロナウイルス感染症拡大から実施できなかったものも少なくありませんが、今後に向けてについては評価させていただいております。今後とも教育委員会の事務事業につきまして内外部からの点検、評価をいただきながら、より効果的な事務事業の推進に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

2点目は、今後の教育委員会所管の事業等についてでございます。教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けまして蔓延防止重点措置、それから緊急事態宣言下において所管事業の中止や延期をしながら今日に至っております。緊急事態宣言下においては、警戒ステージが全道域でステージ4、行動基準レベルが制限大のレベル3に引き上げられまして学校行事の制限が強くなったところでもあり、社会教育事業も学校に合わせまして不特定多数との接触が見込まれる事業を中止せざるを得なかったところでもあります。緊急事態宣言、蔓延防止等重点措置が解除された後の今後につきましては、計画していた行事、事業を実施していくことを予定してございます。感染の推移を見ながらということにはなりますが、密を避けるなど感染拡大に留意しながら実施していく計画でありますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 報告第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、報告第2号 議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）についてを議題といたします。

議会活性化特別委員会から中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りいたします。本件について申出のとおり報告を受けることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議会活性化特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

議会活性化特別委員会委員長の発言を許します。

能登委員長。

○議会活性化特別委員会委員長（能登ゆう君） 議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）について説明いたします。

報告第2号 議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）について。

本特別委員会における調査事件について、中間報告をしたいので赤井川村議会会議規則第47条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

令和3年9月16日提出、提出者、赤井川村議会活性化特別委員会委員長、能登ゆう。

9月10日付で議長宛てに提出しております。

2ページをお開きください。1、初めに、本特別委員会は、令和元年第3回赤井川村議定会定例会において、地方分権の進展に伴い議会及び議員の果たすべき役割や責務はますます増大し、それらの役割を果たすためにはその機能の拡充を図ることが必要であることから、議会の活性化に関する調査研究を行うため設置されたものでございます。第1回委員会を令和元年9月12日に開催して以来、今日までに11回の委員会を開催し、種々調査研究を行い、今回中間報告をするものでございます。

2、調査研究事項につきましては、議会の活性化に関する事項でございます。

次に、3、特別委員会の概要、4、委員外として出席した者、5、議会事務局職員出席者、6、特別委員会の活動経過につきましては、記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開き願います。7、具体的事項の調査研究結果でございます。初めに、1、基本的事項について、（1）、長期欠席による議員報酬減額の条例制定についてでございます。この条例制定につきましては、議員報酬の支給等の在り方について規定した法律等も制定されていないこと、議会改革、活性化の一環として自らを律し、住民への信頼確保を図ることなどから、長期欠席期間に応じて議員報酬などを減額する規定を設けるべきとの結論に達したところでございます。協議経過につきましては、第10回、11回の2回並びに長時間の協議検討を重ね、今定例会に上程するものであります。

次に、2、議会（本会議）について、（1）、一般質問についてでございます。これにつきましては、慣例として議員の質問、再質問、再々質問、執行者の答弁も含め30分で行っておりましたが、昨今の複雑化した情勢の中で多岐にわたり質問することも多く、全ての質問、答弁を30分内で収めることが難しいとのご意見から協議し、答弁を含まず30分以内とすることを申し合わせました。また、質問回数につきましても1質問及び答弁者ごとに3回までとし、執行者の考えをより細やかに聞き出し、住民に分かりやすくすることにいたしました。今申し上げました2つのことにつきましては、令和2年第2回定例会より実施しております。今後においても検証を重ねてまいります。さらに、住民に分かりやすくする点としましては、執行者にも協力依頼し、議員の質問要点とそれに対する執行者の答弁を文書で議場に配付しております。これにつきましては、令和元年第3回定例会より実施しております。

次に、3、村民、その他外部への情報公開について、（1）、村広報紙における議会だよりについてでございます。多くの他市町村で発行している議会広報紙のように、議会独自

で発行することに関し調査研究をしましたが、作業内容、作業容量、コスト面から断念し、当面の間は現在発行されている村広報紙内の議会だよりの充実を図ることといたしました。具体的には、議員3名による編集担当チームを立ち上げ、事務局と共に草稿を作成し、各議員に了承を求めるスタイルにしました。約1年間このように作成してきましたが、記事のスタイルが一定程度確立したため、現在は事務局が作成した後、各議員に了承を求めるスタイルに変更しております。また、一般質問については、全文掲載をやめ、要点掲載とし、質問や答弁の趣旨が変わることを防ぐため、質問は議員自ら要約し、答弁につきましても執行者に協力を求め、要約していただくようにしました。さらに、議員の意思を反映させるため、賛否の公開につきまして議論を重ねた結果、議会だよりの紙面上に限りますが、令和2年5月号より掲載することといたしました。

次に、7ページをお開きください。(2)、住民との意見交換会についてですが、従来より行っている議員会の形式で開催することで検討を進めました。コロナ禍という中での開催に苦慮し、令和2年度は2回の延期の末、開催を断念し、令和3年度になって開催に至りました。意見交換会は、村内2会場で行い、そのうち1会場にて託児所を設け、子育て世代の住民にも参加しやすい環境をつくることを心がけました。意見交換会終了後、議員自ら住民からの意見を集約し、意見交換会で結論が出ませんでした村に対しての要望、意見を住民に返す方策を検討した結果、Q&A方式の印刷物を区会回覧の全戸配布とすることになりました。結果として、この3年間については令和3年度の1回の開催となっております。他町村議会を参考としながら、今後も調査研究を続け、住民にとってどのような形がよいのか検討していきたいと思っております。

次に、(3)、本会議会議録のホームページ掲載についてです。本会議の会議録については、議会事務局にて閲覧可能ですが、住民の利便性や昨今の情報公開制度を考慮し、現議員の任期中の令和元年5月22日の初議会からではありますが、ホームページに掲載することといたしました。なお、議案の一部に個人情報が含まれる場合がありますので、個人情報保護の観点から個人を特定できる情報は表現を変えて掲載することとしております。

次に、8ページをお開きください。4、その他です。(1)、情報通信環境向上についてですが、まず初めに①、ウェブサイトの鮮度向上、内容充実、②、議案のデータでの配付、③、会議全体のペーパーレス化の検討、④、電子端末の議場持込み、以上4項目について議員にアンケート調査を行いました。ウェブサイトについては、委員会会議録もホームページ上で公開することが議論されましたが、本会議会議録の公開をしたばかりで十分な検証に時間を要するため、当分の間は現行の閲覧制度を利用することとなりました。また、他自治体で行っているような議会の別バナーの作成などのホームページデザインについては、予算に直結するため、今後執行者と話し合いを設けることとなりました。議案のデータでの配付につきましては、すぐに議案のペーパーレス化につながるものではありませんが、議員の利便性を考慮し、希望議員のみの配付として、議員自らの責任において総務課との受渡しを行うこととなりました。会議全体のペーパーレス化や電子端末の議場持込みの検

討につきましては、事例が少ないため検証が進まず、今後においても継続して調査することとなりました。

最後に、今後についてです。現時点における本特別委員会の調査結果は、以上のとおりであります。引き続き調査研究を行い、議会活性化における諸課題について精力的に調査研究を行ってまいります。

以上、本特別委員会における調査結果について赤井川村議会会議規則第47条第2項の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

能登委員長、自席へ戻ってください。

本件につきましては、赤井川村議会会議規則第47条第2項の規定に基づき議会に報告されたものでございます。

これで報告第2号 議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）についてを終わります。

◎日程第5 発委第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、発委第1号 赤井川村議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（能登ゆう君） ただいま上程いたしました発委第1号につきまして説明いたします。

なお、改正案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正点につきましては改正要点資料に沿って説明いたします。

発委第1号 赤井川村議会会議規則の一部を改正する規則案について。

赤井川村議会会議規則第14条第3項の規定により、赤井川村議会会議規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日提出、提出者、赤井川村議会運営委員会委員長、能登ゆう。

規則改正の理由といたしましては、主に議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として欠席事由を整備し、また請願者の利便性の向上を図るため請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるため改正しようとするものです。

7 ページをお開きください。改正規則案目次第48条、目次第73条、目次第122条、目次第127条は、再付託を付託に改めるなど、全国町村議会議長会で定めております標準町村議会議規則に合わせた文言の整理となっております。

次に、改正規則案第2条第1項では、改正理由で述べたとおり議員活動と家庭の両立支援をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境とするため、欠席事由を事故から公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由としたこと、第2項では母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定することを追加いたしました。

続いて、改正規則案第13条では、会議規則中、議場と議事堂が混在しておりますので、第1条にて議事堂という表現をしておくことから、その表現に統一いたしました。

次に、改正規則案第14条第2項、第17条第2項では、ともに同条第1項で発議者及び賛成者が複数人いた場合のことを想定し、その整合性を取るための改正となっております。

次に、改正規則案第48条は、見出しを標準町村議会議規則に合わせた文言の整理をしております。

次に、改正規則案第63条については、引用条文相違のため改正です。

8 ページをお開きください。第73条第2項は、引用法律条文相違のための改正となっております。

次に、改正規則案第78条、第81条第2項、第82条第1項、第88条第2項及び第3項の後段部分については、採決を表現する漢字を使用した「採ろう」と平仮名の「とろう」が会議規則中に混在しているため、標準会議規則に合わせての漢字表記の「採ろう」に統一するものです。

さらに、第88条第3項前段部分では、条文に間違いがありましたので、可決から否決へ改正しております。

次に、改正規則案第89条第1項については、改正理由でも述べたとおり請願者の利便性の向上を図るため議会への請願手続につきまして請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印とする改正となっております。

次に、改正規則案第97条第2項については、標準会議規則に合わせた改正となっており、第101条については条文相違のため改正となっております。

次に、改正規則案第113条については、漢字表記に誤りがあり、正しいものに改正し、最後の第127条は見出しを標準会議規則に合わせた改正となっております。

以上で説明いたしますので、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

能登委員長、自席へお戻りください。

討論については省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第1号 赤井川村議会会議規則の一部を改正する規則案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

発委第1号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、発委第1号 赤井川村議会会議規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発委第2号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第6、発委第2号 議会の議員の長期欠席等における議員報酬の特例に関する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登議会活性化特別委員会委員長。

○議会活性化特別委員会委員長(能登ゆう君) ただいま上程いたしました発委第2号につきまして条例制定の説明をいたします。

発委第2号 議会の議員の長期欠席等における議員報酬の特例に関する条例案について。

赤井川村議会会議規則第14条第3項の規定により、議会の議員の長期欠席等における議員報酬の特例に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日提出、提出者、赤井川村議会活性化特別委員会委員長、能登ゆう。

このたびの条例制定に至った経緯であります。現在議会議員の議員報酬は議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき支給されておりますが、長期入院等により議会活動ができない状況であっても現行条例に減額規定を設けていないため、議員報酬は全額支給されることとなっております。議員報酬は、議員の職責としての役務の提供に対する対価と考えますが、本人の意思によるか否かにかかわらず村議会の会議等に出席または参加できない議員が議員報酬や期末手当を辞退または返還することは公職選挙法に規定される寄附行為に該当するため禁止されております。また、議員報酬の支給等の在り方について規定した法律等も制定されていないこと、議会改革、活性化の一環として自らを律し、住民への信頼の確保を図ることから、長期欠席期間に応じ議員報酬等を減額する規定を設けるべきとの結論に達したこと、議員報酬等の減額規定を設けた条例を制定す

るため、委員会発委として提出するものでございます。

1 ページをお開きください。制定条例についてご説明いたします。第1条は、趣旨でありまして、本条例を制定する目的でございます。

第2条は、本条例で用いる用語の定義でございます。

第3条は、長期欠席の届出の手續を規定してございます。

次に、2 ページをお開きください。第4条は、議員報酬の減額で、議会議員が村議会の会議等を長期欠席したときの議員報酬について欠席期間が180日を超え365日未満であるときは100分の25を、365日を超えるときには100分の50を乗じて得た額に減額されることを規定しております。

第5条は、期末手当の減額で、議員報酬が減額された場合の期末手当の基礎額の計算に用いる議員報酬月額が減額後の額とするものでございます。

第6条は、適用除外規定で、第4条及び第5条の減額適用除外事由8つを規定しており、特に議員の妊娠や出産を長期欠席の適用から除外することにより、女性議員が活躍できる環境整備を図るとともに、議会を活性化することにより、よりよい住民サービスを実現することにつながっていくことを目指しているものです。

3 ページをお開きください。第7条は、端数計算で、計算過程で1円未満の端数が出たときは切り捨てる規定をしております。

第8条は、議員報酬の減額の効力の適用範囲で、任期中に限り効力を有するものとしております。

第9条は、疑義の決定で、疑義が生じた場合、議長は議会運営委員会に諮り、決定するものとしております。

第10条は、委任について規定しております。

附則は、施行期日の定めでございます。公布の日から施行するものとしております。

以上で説明終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

能登委員長、自席へお戻りください。

討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第2号 議会の議員の長期欠席等に関する議員報酬の特例に関する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

発委第2号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、発委第2号 議会の議員の長期欠席等に関する議員報酬の特例に関する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第28号及び日程第8 議案第29号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第7、議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

この際、日程第7、議案第28号から日程第8、議案第29号までを一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第4号））及び日程第8、議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号））を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程いただきました議案第28号から議案第29号の説明をさせていただきます。

議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事業費の増額及び介護保険サービス事業特別会計繰出金の増額のためでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思ひます。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年6月17日、赤井川村長。

それでは、令和3年度赤井川村一般会計補正予算書（第4号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思ひます。令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度赤井川村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,357万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月17日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額から38万円を減額し、3億471万4,000円に、これは2項の国庫補助金の減でございます。

歳入合計としては、既定額から38万円を減じ、25億8,357万5,000円となります。

次に、3ページ目を御覧ください。歳出、3款民生費、既定額に36万9,000円を追加し、3億4,814万2,000円に、これは1項社会福祉費の増額でございます。

4款衛生費、既定額から38万円を減じ、2億5,079万円に。

11款予備費、既定額から36万9,000円を減じ、3,164万円に。

歳出合計としては、歳入と同額の既定額から38万円を減じた25億8,357万5,000円となります。

次に、6ページ目をお開きください。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、既定額から38万円を減じ、1,253万1,000円に、内訳は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の国庫補助金の額の確定による減額でございます。

次に、7ページに移ります。3、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、既定額に36万9,000円を追加し、5,292万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、介護保険サービス事業特別会計繰出金の増額によるものでございます。

続いて、8ページ目に移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、既定額から38万円を減じ、2,371万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、新型コロナウイルス感染症対応事業費の需用費、委託料の額の確定による増減でございます。

続いて、9ページです。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から36万9,000円を減じ、3,164万円にしようとするものでございます。

以上でございますが、今回の専決処分につきましては6月の補正後に新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の確定によるものと介護保険サービス事業特別会計繰出金の増額によるものでございます。ご審議いただき、ご承認いただくようお願いを申し上げます。

続いて、議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、デイサービスセンターにてレジオネラ属菌を検出したことによる検査手数料の増額及び一般会計繰入金の増額によるものでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年6月17日、赤井川村長。

それでは、令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算書（第1号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思います。令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度赤井川村の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,915万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月17日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をおめくりいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額に36万9,000円を追加し、3,637万7,000円に。

歳入合計につきましては、既定額に36万9,000円を追加し、4,915万2,000円となります。

次に、3ページ目を御覧いただきたいと思います。歳出、1款総務費、既定額に36万9,000円を追加し、4,445万3,000円に。

歳出合計といたしましては、歳入と同額の既定額に36万9,000円を追加し、4,915万2,000円となります。

次に、6ページ目を御覧いただきたいと思います。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に36万9,000円を追加し、3,637万7,000円に、内訳は一般会計繰入金の増額でございます。

次に、7ページに移ります。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、既定額に36万9,000円を追加し、4,445万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、6月9日にデイサービスセンターの水質調査におきましてレジオネラ属菌が検出されたことにより、分析調査の回数を増やしたことによる手数料の増額でございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第28号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第29号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第9 議案第30号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第9、議案第30号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第30号についてご説明申し上げます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第30号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、職員の服務の宣誓に当たり押印を廃止するため、この条例を改正しようとするものです。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。今回の条例改正は、別記様式を改正するもので、提案理由で申し上げたとおり職員の服務の宣誓の際に押印に係る規定を削除するものです。

ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第30号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第30号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第31号ないし日程第12 議案第33号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、議案第31号 赤井川村個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第10、議案第31号から日程第12、議案第33号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第31号 赤井川村個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、日程第11、議案第32号 赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第12、議案第33号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第31号から議案第33号については、デジタル改革関連法の公布等に伴う条例改正となっておりますので、一括してご説明申し上げます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第31号 赤井川村個人情報保護条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村個人情報保護条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、デジタル改革関連法が公布されたことに伴い、所要の整理を行うため、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。今回の条例改正は、条例第23条の2において法改正に伴う引用条項の整理を行うものとなっております。

続きまして、議案第32号へ移ります。議案第32号 赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、先ほどご説明しました前号の議案と同様のものとなっております。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。今回の条例改正は、条例第1条、第5条第1項において法改正に伴う引用条項の整理を行うものとなっております。

次に、議案第33号についてご説明申し上げます。議案第33号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料の徴収については地方公共団体情報システム機構が行うことになったため、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。今回の改正は、提案理由でご説明したとおり、個人番号カードの再交付に係る手数料の徴収の事務については法改正によりまして村の手数料として徴収する規定が不要となります。今後は、機構が村に徴収事務を委託し、再交付申請があった場合は村で手数料を歳入歳出外として保管し、機構の請求に基づいて納入することとなります。

以上、議案第31号から議案第33号を一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号 赤井川村個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第31号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第31号 赤井川村個人情報保護条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第32号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第32号 赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第33号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第33号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

ここで若干休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第34号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第13、議案第34号 小公園設置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、ただいま上程いただきました議案第34号について説明させていただきます。

議案第34号 小公園設置条例の一部を改正する条例案について。

小公園設置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、さくらの森公園を小公園として規定するため、この条例を改正しようとするものであります。

なお、改正案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正点につきましては改正要点資料に沿って説明させていただきます。

3ページのほうをお開きください。改正条例案第2条におきまして、小公園の名称と位置といたしまして現在6つの公園が設置されていますが、新たにさくらの森公園、字赤井川68番地1を追加するものでございます。右の欄の条例改正による影響でありますが、本条例に基づき新たにさくらの森公園を管理していくものでございます。

このたびの条例改正は、開村120周年記念事業で整備しました公園を今後小公園設置条例に基づいて管理するよう本条例案改正を上程させていただくものでございます。

以上で条例改正案の説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑を受けます。質疑ありませんか。

川人孝則君。

○6番（川人孝則君） さくらの森公園を追加することはいいのですが、今まで都にある、元悠楽荘の上にある公園がここに載っていないような、あれ公園として扱いになっているのかどうか、それとヤシオ公園の利用率、今本当に公園として必要なのかどうか、そこいら辺をお聞きしたいのですが。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 私が産業課長で担当していた当時、ちょっと年数は忘れましたが、もう10年ぐらい前に廃止にさせていただいておりまして、ただ村有地ということもありまして年に1回程度状況を見て草刈りをしているという、土地の管理という意味で、ということで公園としては廃止しているということでございます。

また、ヤシオ公園につきましては、あそこを造る、開発に当たってヤシオ公園という位置づけで設置させてもらっております。設置するに当たって国費を、起債を借りて使っているという状況もございますので、利用の有無、多さに限らず、そういった形の中でまだお金を返しているという状況なものですから、このように公園として置かせていただいているという状況にございますので、ご理解をよろしくをお願いします。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 小公園となって今現在どのような管理が必要なのか、そのための予算というのはやっぱり必要なのかどうか、その辺どうですか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） この条例を設置するに当たって6月の議会でもいろいろお話をさせていただきました。公園としての条例化をして村の公園という位置づけをするということで今回提案させていただいております。管理どのようにするかということですが、6月のときにもお話しさせていただいたとおり、現状においてはボランティアなどをお願いしながら、村民の桜の森というような位置づけで当面自分たちの手で管理をしていくというようなことを行いながら必要に応じて予算措置、資材等が必要であれば資材を予算措置していくとかというような形の中でまずは自らの手で公園をきちんと管理していくというような考え方で当面はいきたいなというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ただいまの湯澤議員の質問に関連してなのですが、桜の木自体の状態どのようなものなのでしょう。業者さんが入って桜の木の状態チェックしたり、あと必要な場合は植え替えなど、そういうことを行われているのか、そちらの維持管理についても詳しくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 今のところボランティアというか、職員も含めて管理をさせていただいていると。あと、今コロナでなかなか植樹ができないことがこの2年ぐらい続いていますけれども、植樹のときに頼んでいる業者さんに点検なんかをしてもらいながら、枯れた部分については補植をしているというのが今の管理の状況でございます。

○議長（岩井英明君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 討論については省略いたしたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号 小公園設置条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第34号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第34号 小公園設置条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第35号及び日程第15 議案第36号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第14、議案第35号 赤井川村高齢者、障害者等の移動等円滑化に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第14、議案第35号から日程第15、議案第36号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第35号 赤井川村高齢者、障害者等の移動等円滑化に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について及び日程第15、議案第36号 赤井川村道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(今城 豪君) 私のほうからただいま上程をいただきました議案第35号並びに議案36号について、国の道路法関連法案が一部改正されたことに伴うものでございまして、一括ご説明いたします。

なお、改正条例案の朗読はいたしません。新旧対照表並びに改正要点資料にて説明させていただきます。

議案第35号 赤井川村高齢者、障害者等の移動等円滑化に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村高齢者、障害者等の移動等円滑化に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令が改正されたために所要の整理を行うため、この条例を改正するものでござ

います。

議案２ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、先ほど申し上げたとおり国の省令が改正になり、文言の整理をするものであり、新旧対照表のアンダーラインの箇所を文言を追加した形となっております。

議案３ページを御覧いただきたいと思います。改正要点資料でございます。改正内容として、基準省令改正に伴う文言の整理となっており、本条例改正に伴う影響は特にございませんということでございます。

以上、ご説明いたしますので、ご審議いただくようお願いいたします。

引き続き、議案第36号 赤井川村道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和３年９月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由として、道路構造令の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整理を行うため、この条例を改正しようとするものでございます。

議案２ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、先ほど申し上げたとおり道路構造令の一部が改正になり、文言の整理をするものであり、新旧対照表のアンダーラインの箇所を文言を修正した形となっております。

議案の４ページの改正要点資料を御覧いただきたいと思います。改正内容として、改正法令に伴う文言の整理となっており、本条例改正による影響も特にございませんということでございます。

以上、一括ご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号 赤井川村高齢者、障害者等の移動等円滑化に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第35号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第35号 赤井川村高齢者、障害者等の移動等円滑化に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 赤井川村道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第36号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第36号 赤井川村道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第37号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第16、議案第37号 赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第37号につきましてご説明申し上げます。

議案第37号 赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例案について。

赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

条例制定の理由としましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する固定資産税の課税免除に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

1 ページを御覧ください。新規制定条例案の朗読はいたしません、条例案に沿って概要を説明させていただきます。なお、本条例案につきましては、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されております過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に関連する固定資産税に関する条例となっております。

第1条のご説明ですけれども、第1条は条例の趣旨として、新過疎法に定める製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除をするための条例趣旨である旨を定めております。

第2条は、対象となる固定資産の要件を規定しており、資本金の額により異なりますが、令和3年4月1日より令和6年3月31日までに取得した取得価格が原則500万円以上の固

定資産について課税免除することを定めております。なお、資本金が5,000万円を超える法人にあっては新設、増設のみが課税免除の対象とされますが、資本金の額が5,000万円未満の場合につきましては取得、製作もしくは建設が対象となり、建物等にあっては増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設が対象となります。また、課税免除の対象となる固定資産の取得価格は、原則500万円以上のものが対象となりますが、旅館業と製造業につきましては資本金の額が5,000万円を超え1億円以下の場合は1,000万円、資本金が1億円を超える場合は2,000万円以上の固定資産について課税免除の対象とすることをこの第2条で規定しております。

次のページへ進みます。第3条は、課税免除の期間を定めており、法に基づき新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年間とする旨を定めております。

第4条以降につきましては、課税免除の申請、地位の継承、課税免除の取消しと委任規定を定める条項を設けております。

終わりになりますが、新過疎法に基づき固定資産税の課税免除が適用された場合につきましては、国により減収補填がされることとなっておりますことを申し上げ、ご説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長には湯澤幸敏議員をお願いいたしたいと思っております。よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第17 議案第38号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第17、議案第38号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、議案第38号についてご説明をいたします。

議案第38号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

別紙のとおり赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の策定をすることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

提案理由といたしましては、新過疎法に基づく赤井川村過疎地域の持続的発展市町村計画の策定によるものでございます。

新たな過疎計画につきましても従前計画と同様に、新過疎法で定める支援措置の適用を受けるためには計画策定が必要とされております。策定に当たっては、北海道が策定する過疎地域持続的発展方針に基づき現状と問題点を整理し、第四期赤井川村総合計画の後期基本計画及び第2期赤井川村創生総合戦略の内容を基本に過疎対策の施策を示すものとしております。

計画概要についてご説明いたします。計画書の目次を御覧ください。新過疎法により、目次、2の移住、定住、地域間交流の促進、人材育成、7のうちの子育て環境の確保、次のページになります12の再生可能エネルギーの利用の推進については新たに計画に盛り込む事項として追加をしております。

次に、計画書の10ページ目をお開きください。新過疎計画では、地域の持続的発展のための基本方針とともに基本目標を定めるものとされ、1点目として生産年齢人口の確保として前回の国勢調査結果と同様の人数の確保、2点目、3点目としては第2期創生総合戦略に掲げる18歳未満人口比率と社会増減数の確保という人口分野に関する目標値、4点目としては財政分野に関する目標として人口1人当たりの地方税納付額について平成29年度から令和元年度の決算平均値を目標値として設定をしております。また、計画に関する評価については、毎年度総合戦略検証委員会と併せて評価を実施し、広報及び村ホームページで公表することとしており、計画の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とし、新たに別に定めている公共施設等総合管理計画との整合性を図るものとしております。

なお、計画書59ページ以降につきましては、計画策定時点で想定される関連する事業の概算事業費について総合計画事業実施計画を基に記載しておりますが、過疎計画につきましては過疎対策事業債の活用等の状況により従前計画同様に個別事業の実施について計画の変更を要する場合にあっては変更の議決をいただくこととしておりますことを申し添えさせていただきます。

最後になりますが、本計画につきましては6月下旬から北海道との事前協議を開始し、その協議がおおむね終了した7月30日から8月10日にかけて計画素案に対する意見募集を行い、その結果、意見の提出はありませんでしたので、北海道へ本協議を行い、議案の2枚目にありますが、8月26日付で協議を終了しておりますことを申し上げ、ご説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号につきましては、先ほど設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第18 議案第39号ないし日程第20 議案第41号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第18、議案第39号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

この際、日程第18、議案第39号から日程第20、議案第41号までを一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第39号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算(第5号)、日程第19、議案第40号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)及び日程第20、議案第41号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたしたいと思ひます。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(馬場 希君) それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

まずは、令和3年度赤井川村一般会計補正予算書(第5号)についてです。1ページ目をお開きください。議案第39号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算(第5号)。

令和3年度赤井川村の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,062万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,420万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款村税、既定額に1億3,284万円を追加し、2億8,014万円にしようとするものでございます。2項の固定資産税で1億3,265万6,000円の増、3項軽自動車税で18万4,000円の増でございます。

9款地方特例交付金、既定額から2,418万3,000円を減じ、1億7,487万8,000円に、1項の地方特例交付金で30万6,000円の減、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で2,388万1,000円の減でございます。

10款地方交付税、既定額に1億9,381万1,000円を追加し、11億3,381万1,000円にしよう

とするものでございます。1項の地方交付税の増額でございます。

14款国庫支出金、既定額に852万5,000円を追加し、3億1,323万9,000円に、1項の国庫負担金で713万9,000円の増、2項国庫補助金で138万6,000円の増でございます。

15款道支出金、既定額に264万1,000円を追加し、6,735万6,000円に、1項道負担金の増額でございます。

16款財産収入、既定額に42万6,000円を追加し、980万7,000円に、1項の財産運用収入で1万8,000円の増、2項の財産売払収入で40万8,000円の増額でございます。

18款繰入金、既定額から2億4,200万円を減じ、827万9,000円に、2項の基金繰入金の減額でございます。

19款繰越金、既定額に4,273万6,000円を追加し、4,773万6,000円に、1項の繰越金の増額でございます。

20款諸収入、既定額に1億490万8,000円を追加し、1億6,598万2,000円に、4項雑入の増額でございます。

21款村債、既定額に4,092万7,000円を追加し、2億4,812万7,000円に、1項の村債の増額でございます。

歳入合計、既定額に2億6,062万7,000円を追加し、28億4,420万2,000円にしようとするものでございます。

続きまして、4ページ目をお開きください。歳出、2款総務費、既定額に2億1,831万6,000円を追加し、7億7,898万8,000円に、1項の総務管理費で2億1,760万7,000円の増、2項徴税費で70万9,000円の増でございます。

3款民生費、既定額に1,311万4,000円を追加し、3億6,125万6,000円に、1項の社会福祉費で531万4,000円の増、2項の児童福祉費で780万円の増でございます。

4款衛生費、既定額に1,096万8,000円を追加し、2億6,175万8,000円に、1項の保健衛生費の増額でございます。

5款農林水産業費、既定額に25万円を追加し、1億3,067万2,000円にしようとするものでございます。2項林業費の増額でございます。

6款商工費、既定額に44万9,000円を追加し、1億2,428万6,000円に、1項商工費の増額です。

7款土木費、既定額に1,390万7,000円を追加し、4億6,386万4,000円に、2項道路橋梁費で目において補正により増減ゼロ補正となっており、現計は同額でございます。3項の河川費836万円を増額しております。4項住宅費で554万7,000円を増額しております。

9款教育費、既定額に68万3,000円を増額し、2億1,872万4,000円に、1項教育総務費で9万4,000円の増、5項保健体育費で58万9,000円の増でございます。

11款予備費、既定額に294万円を追加し、3,458万円に、1項予備費の増額でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額に2億6,062万7,000円を追加し、28億4,420万2,000円とするものでございます。

続きまして、6 ページ目を御覧ください。第2表、地方債補正でございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更がないため、限度額の変更分のみを説明させていただきます。まず、起債の目的となっております過疎対策事業債、富田線道路改良費で補正前が1,860万、補正後は170万減の1,690万でございます。続きまして、3つ下の体育館ホール等改修工事につきましては、補正前が1,710万円で、補正後は皆減のゼロでございます。下段の地域公共交通バス購入事業、補正前がゼロで、補正後が皆増の1,200万円。道の駅あかいがわ指定管理業務、補正前が2,860万円が90万円増の2,950万円。過疎対策事業債計で補正前1億1,260万円が補正後590万円を減じて1億670万円でございます。続きまして中段です。緊急浚渫推進事業債でございます。3番目の富田川河川整備工事、補正前がゼロ、補正後が320万円皆増でございます。緊急浚渫推進事業債計につきましては、補正前が1,230万円で、補正後が320万円を追加し、1,550万円でございます。下段の緊急自然災害防止対策事業債でございます。池田川護岸復旧工事につきましては、補正前がゼロ、補正後は皆増で280万円、滝の川護岸復旧工事につきましても補正前はゼロ、補正後は220万円で、合計で500万円でございます。7 ページ目に入ります。緊急防災・減災事業債でございます。2番目の体育館ホール等改修工事でございます。補正前ゼロ、補正後が皆増の1,710万円でございます。計としまして、補正前が1,140万円、補正後が1,710万円を追加し、2,850万円でございます。下段の臨時財政対策債につきましては、補正前が3,100万円、補正後が2,152万7,000円を増額し、5,252万7,000円にするものでございます。起債の合計、補正前が2億720万円に対しまして、補正後が4,092万7,000円を増額し、2億4,812万7,000円にするものでございます。

今回の補正につきまして、歳入につきましては村税賦課決定、地方交付税の交付額決定に伴う増額補正とそれに伴う基金繰入額の減額補正が主でございます。

歳出につきましては、村営バス運行に向けたマイクロバス購入、コロナ関連対策事業費、歳入増に伴う財政調整基金への積み増し、保育所広域入所委託料の増額、道路、河川、住宅整備に係る事業の増減が主な補正項目となっておりますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

続きまして、令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）でございます。1 ページをお開きください。議案第40号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,635万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

それでは、2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、3款繰入金、既定額から17万円を減額し、860万3,000円に、1項の一般会計繰入金の減額でございます。

歳入合計、既定額から17万円を減額し、1,635万2,000円にしようとするものでございます。

続きまして、3ページ、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、既定額から17万円を減額し、1,454万8,000円に、1項の後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

歳出合計につきましては、歳入同額の既定額から17万円を減額し、1,635万2,000円にしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第1号）についてご説明をさせていただきます。1ページをお開きください。議案第41号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ801万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,849万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額に821万1,000円を追加し、2,831万7,000円に、1項の一般会計繰入金の増額でございます。

5款村債、既定額から20万を減額し、2,890万に、1項村債の減額でございます。

歳入合計、既定額に801万1,000円を追加し、9,849万9,000円にしようとするものでございます。

歳出、2款営繕費、既定額に801万1,000円を追加し、7,620万7,000円にしようとするものでございます。1項の営繕費の増額でございます。

歳出合計は、歳入同額の既定額に801万1,000円を追加し、9,849万9,000円にしようとするものでございます。

続いて、4ページ、第2表、地方債補正でございます。こちらにつきましても起債の方法、利率、償還の方法については変更がございませんので、限度額の変更のみご説明をさせていただきます。まずは、上段、過疎対策事業債、常盤地区簡易水道浄水場排水槽移送ポンプ更新工事につきましては、補正前が150万、補正後が10万円を減じて140万円でございます。簡易水道事業債、常盤地区簡易水道浄水場排水槽移送ポンプ更新工事につきましても補正前が150万、補正後が10万円減の140万でございます。合計が補正前が2,910万円に

対しまして、補正後は20万減の2,890万円でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和3年度一般会計補正予算（第5号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出ともに増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書10ページ目をお開き願いたいと思います。2、歳入、1 款村税、2 項固定資産税、1 目固定資産税、既定額に1億3,265万6,000円を追加し、2億1,129万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、1 節の現年課税分で3,708万7,000円の増額、これは固定資産税の賦課額の確定によるもので、新たに太陽光パネルが設置されたことなどにより増額となりました。また、2 節滞納繰越分で9,556万9,000円の増額、これは新型コロナウイルス感染症の拡大により昨年度課税分が納付できなかった事業者のほうから本年度分納計画に沿って既に納付いただいているもの、また今後納付いただく予定のものを計上させていただいたものでございます。

同じく10ページ中段、1 款3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、既定額に18万4,000円を追加し、450万4,000円に、これは軽自動車税の賦課額の確定によるものでございます。

続いて、11ページです。9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、既定額から30万6,000円を減じ、115万2,000円に、これは地方特例交付金の額の確定による減でございます。

同じく11ページ中段、9 款2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、既定額から2,388万1,000円を減じ、1億7,372万6,000円に、これは本年度分の固定資産税のうち新型コロナウイルス感染症拡大により減免された額が国から地方特例交付金として支給されるものでございますが、当初予算では申請額を計上しておりましたけれども、調査結果により減額になったことによるものでございます。

続いて、12ページでございます。10 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、既定額に1億9,381万1,000円を追加し、11億3,381万1,000円に、これは普通交付税の内示額が示されたことによる増額でございます。主な増減理由といたしましては、6月に示されました国勢調査の速報値による本村の人口増及び地方のデジタル化を進めるための推進経費が新たに対象となったことが主な要因と思われます。

続いて、13ページです。14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、既定額に713万9,000円を追加し、5,028万3,000円にしようとするものでございます。これは、2 節の身体障害者保護費国庫負担金、こちらにつきましては発達支援、放課後デイ等の利

用者の増によるものでございます。3節児童福祉施設費国庫負担金につきましては、広域入所対象者の増によるもの、また4節新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金につきましては接種実績や見込みによる増額でございます。

同じく13ページ下段、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に120万2,000円を追加し、1億797万円にしようとするものでございます。内訳は、新型コロナウイルス感染症対応の国庫補助事業のうち本年1月から3月、こちらまでの地方負担分につきまして本年度分に交付が決定したものでございます。

続いて、14ページです。14款2項2目民生費国庫補助金、既定額から30万1,000円を減じ、1,223万円にしようとするものでございます。内訳は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の国庫補助金の額の確定による減でございます。

同じく14ページ中段、14款2項3目衛生費国庫補助金、既定額に48万5,000円を追加し、79万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、感染予防事業費等の国庫補助金の額の確定による増額で、マイナンバー対応として予防接種台帳整備事業のシステム改修等に関する助成でございます。

続いて、15ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、既定額に264万1,000円を追加し、2,786万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、先ほど国庫負担金のほうで増額したものの道負担分の計上によるものでございます。

続いて、16ページです。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、既定額に1万8,000円を追加し、864万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、新幹線工事に係る富田地区の受入地内の掘削土、覆土材の仮置き用地として貸付けしたものによる収入でございます。

同じく16ページ中段、16款2項財産売払収入、1目不動産売払収入、既定額に40万8,000円を追加し、40万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、池田の村有地の売払いによるものと送電線の管理に伴う伐採立木補償によるものでございます。

続いて、17ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額から1億9,600万円を減じ、皆減に、理由は歳入不足による財源補填の見込みが現時点でなくなったことによる減額でございます。

同じく17ページ中段、18款2項2目公共施設整備基金繰入金、既定額から600万円を減じ、皆減に、理由は財政調整基金と同様でございます。

同じく17ページ中段、18款2項5目減債基金繰入金、既定額から4,000万円を減じ、皆減に、理由は財政調整基金と同様でございます。

続いて、18ページです。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、既定額に4,273万6,000円を追加し、4,773万6,000円に、内訳は前年度繰越金の額の確定による増額でございます。

続いて、19ページです。20款諸収入、4項雑入、5目雑入、既定額に1億490万8,000円を追加し、1億2,045万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、備荒資金組合超過納付金の一部を新型コロナウイルス感染症の影響による資金運用として9,600万円を

取り崩すことによる収入と同じく備荒資金組合超過納付金の配分額が確定したことによる減額、その他各種負担金等の前年度の還付金の額が確定したことによる新規計上でございます。

続いて、20ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額から590万円を減じ、1億670万円に、内訳は富田線道路改良工事の事業費の確定に伴う減額、それから体育館ホール等改修工事につきましては当初対象とならないと思われていた緊急防災・減災事業債の対象となったことから、こちらのほうでは皆減、地域公共交通バス購入事業につきましては新規計上、道の駅あかいがわ指定管理業務については指定管理料の増額に伴う増でございます。

同じく20ページ中段、21款1項2目臨時財政対策債、既定額に2,152万7,000円を追加し、5,252万7,000円に、内訳は普通交付税の決定に伴い発行可能額の増によるものでございます。

同じく20ページ中段、21款1項3目緊急浚渫推進事業債、既定額に320万円を追加し、1,550万円に、内訳は後ほど土木費のほうで説明いたしますが、富田川河川工事の新規計上によるものでございます。

同じく20ページ中段、21款1項4目緊急自然災害防止対策事業債、新規に500万円を計上するものです。内訳は、こちらも後ほど土木費のほうで説明いたしますが、池田川及び滝の川の護岸復旧工事を新規計上するものでございます。

同じく20ページ下段、21款1項5目緊急防災・減災事業債、既定額に1,710万円を追加し、2,850万円にしようとするものです。内訳は、先ほど過疎対策事業債のほうでお話しした体育館ホール等の改修工事が対象となったことから、こちらに新規計上させていただきました。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

21ページ目をお開きください。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に1,200万4,000円を追加し、3億9,534万8,000円にしようとするもので、来年春に向けての地域公共交通バス車両、マイクロバス29人型ですけれども、過疎対策事業債を財源として購入しようとするものであります。

続きまして、2目文書広報費、既定額に71万5,000円を追加し、720万4,000円にしようとするもので、地方公務員法の改正に伴い令和5年度から導入される地方公務員の定年延長制度に関する準備に関して支援業務委託料を新たに追加しようとするものでございます。

続きまして、4目財産管理費、既定額に297万円を追加し、721万4,000円にしようとするもので、総務省より本年度中の見直しを求められている平成29年3月に策定しました公共

施設等総合管理計画の改定業務委託料を新たに計上するものでございます。

続きまして、5目財政調整基金費、既定額に1億9,524万3,000円を追加し、2億226万8,000円にしようとするものです。18節負担金補助及び交付金につきましては、歳入説明にもありましたが、備荒資金組合超過納付金配分金の減額に伴い歳入減額と同額を減じるものです。また、24節積立金につきましては、昨年度7,000万円を取り崩した減債基金への積み戻しをするもの、あわせて財政調整基金につきましては昨年度1億円を取り崩したものを本補正予算により歳入増加した分の1億200万円と地方財政法に基づき前年度繰越金の2分の1の額、2,390万円を合わせた計1億2,590万円を財政調整基金に積み戻しをしようとするものでございます。

続きまして、22ページへ移ります。7目交通安全対策費、既定額に3万4,000円を追加し、236万2,000円とするもので、街路灯設置事業補助金を増額計上するものです。

次に、8目企画費、既定額に606万5,000円を追加し、8,933万9,000円にしようとするものです。役務費につきましては、富田地区対策土受入地に係る水質の調査に要する費用12万3,000円を新規に計上し、北海道新幹線工事に伴う対策土受入地から富田川へ合流する沢水の表流水の水質調査を行おうとするものです。水質調査の分析の項目につきましては、鉄道・運輸機構が行っているモニタリング調査を参考にカドミウム、総水銀、鉛等10項目の検査項目としておりまして、本年度中3回の実施を見込んでおります。委託料につきましては、地域の魅力発信動画作成委託料として55万円を新規に計上し、新規就農や移住、定住支援、ふるさと納税をはじめとする関係人口創出や村のプロモーション活動を目的に新たなPR素材として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して動画作成を行おうとするものです。また、村ホームページリニューアル業務委託料として539万円を新たに計上し、平成24年以来のホームページリニューアルを行おうとするもので、いまだ終息の見えない新型コロナウイルス感染症に関する各種情報をはじめとする行政情報の発信力の強化、スマートフォンでの閲覧対応や利用しやすさの向上、多言語対応機能などを先ほどと同様に新型コロナ交付金を活用して行おうとするものです。

続きまして、12目新型コロナウイルス感染症対応事業費、既定額に57万6,000円を追加し、1,524万9,000円とするものです。10節需用費は、公共施設における感染症対策として落合ダム親水広場にあるバイオトイレの微生物を購入しようとするもので、コロナ禍により親水広場利用者が増加していること、また今後の利用増加が想定されることから、トイレの衛生環境を確保することにより感染症対策を行おうとするものです。11節役務費につきましては、補正予算にて用意しましたPCR簡易検査キットに不足が生じてきていることから増額するものとし、これら費用につきましても新型コロナ交付金を活用するものです。

下段から23ページへ移ります。2款2項徴税費、1目税務総務費、既定額に5万7,000円を追加し、70万円とするもので、事務消耗品を増額するものです。

次に、2目賦課徴収費、既定額に65万2,000円を追加し、1,065万1,000円にしようとするもので、11節役務費は村税の口座振替の事務がペーパー方式、紙方式からデータ転送方式

へ変更されることに伴うシステムの利用手数料として新たに6万9,000円を計上するものです。12節委託料につきましては、新型コロナ交付金を活用して税の申告支援システムを改修するもので、システム改修により国税システムとの連携を図り、村で確定申告を受けた書類を税務署へ引き継ぐ際の申告書類のペーパーレス化を進めるものです。

続きまして、35ページに飛んでいただきたいと思います。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に294万円を追加し、3,458万円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、36ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

24ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額に623万7,000円を追加し、1億2,672万6,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で80万6,000円を増額しようとするもので、こちらの主な内容としましては社会福祉協議会運営事業補助金で共同募金の地域福祉事業により採択された車両整備事業で老朽化した車両の更新を目的として導入する車両の自己負担金分を増額しようとするものなどです。次に、19節扶助費で390万円を増額しようとするもので、こちらは歳入のほうの説明でもありましたとおり児童発達支援サービス等の利用者が増えていることにより必要と見込まれる費用を計上するものとなっております。次に、22節償還金利子及び割引料で153万1,000円を増額しようとするもので、こちらは障害者自立支援等の給付に係る前年度の国庫負担や道費負担の金額が実績により確定したことに伴い生じる返還金を新たに計上しようとするものとなっております。

続いて、同ページ下段を御覧ください。3款1項5目後期高齢者医療費、既定額に39万3,000円を追加し、2,821万5,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で後期高齢者医療広域連合療養給付費等負担金を56万3,000円を増額、27節繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金を17万円減額しようとするものとなっております。

続きまして、25ページの下段を御覧ください。3款2項児童福祉費、3目保育所運営費、既定額に780万円を追加し、2,181万9,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料の広域入所委託料で460万円、19節扶助費の施設型給付費で308万円を増額しようとするもので、こちらは村外の保育所、幼稚園などを広域利用する低年齢児が増加したことから、必要と見込まれる費用を計上しようとするものとなっております。22節償還金利子及び割引料で12万円の増、こちらは前年度の保育給付費等国庫負担、道費負担の金額が実績によって確定したことに伴い生じた返還金を新たに計上しようとするものとなっております。

次に、27ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に9,000円を追加し、3,820万4,000円にしようとするものです。主な内訳としましては、小樽協会病院の助産師を講師として招き、産前産後教室を開催しようとするために必要となる経費を新たに計上しようとするものです。

次に、4款1項2目予防費、既定額に164万4,000円を追加し、2,535万9,000円にしようとするものです。内訳は、11節役務費で歯科健診歯科医師診察手数料について、こちらにつきましては前年度新型コロナウイルスの影響によって実施できなかった就学前幼児の歯科健診分と今年度より新たに住民健診に併せて実施する成人の歯科健診の2回分を追加するものとなっております。そのほかにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応事業において必要に合わせて増減をしようとするものとなっております。

次に、28ページをお開きください。4款1項3目環境衛生費、既定額に824万1,000円を追加し、1億6,027万2,000円にしようとするものです。内訳は、赤井川村火葬場で建築時より使用していた冷蔵庫が経年劣化によって機能不全となったことから、購入により更新するため17節備品購入費で3万円を計上するもののほか、簡易水道事業特別会計繰出金を増額しようとするものとなっております。

続いて、同ページ下段を御覧ください。4款1項5目健康支援センター費、既定額に107万4,000円を追加し、810万円にしようとするものです。内訳は、健康支援センターの修繕に要する経費を計上するものとなっておりますが、このうち指定避難所としての機能を確保するために行う設置から約20年を経過した高圧気中開閉機という装置について取替え修繕費を計上しておりますが、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として充当しているところでございます。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

25ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、既定額に5万1,000円を追加し、3,918万4,000円にしようとするものです。内訳につきましては、諸会議負担金で福祉有償運送運転者認定講習を受講したく3万3,000円を増額、後志広域連合事務費の増額による負担金1万8,000円を増額しようとするものです。

3款1項7目地域支援事業費、既定額から136万7,000円を減じて4,220万3,000円にしようとするものです。内訳は、生活支援体制整備事業委託料の執行残8,000円、地域包括支援センター運営業務委託料の執行残135万9,000円を減額しようとするものでございます。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

29ページをお開きください。5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、既定額に25万円を追加して1,810万円にしようとするものです。補正内容は、細目3にあります有害鳥獣駆除費におきまして電気柵やわなの機材購入補助金として18節負担金補助及び交付金で25万円を増額計上しようとするものでございます。

30ページに参ります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、歳出予算の計上はございませんが、国費のコロナウイルス感染症交付金に関連しまして国庫支出金と一般財源、60万円の財源内訳を変更しております。

中段になります。2目観光費、既定額から155万9,000円を減額して3,868万4,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費におきまして来月開催予定しておりましたもみじ祭の中止に伴いまして職員手当等78万円皆減としております。細目2の観光振興費におきましては、18節負担金補助及び交付金につきましてコロナウイルス感染症の拡大に伴って中止となりましたもみじ祭ほかのイベントへの補助金、負担金、168万5,000円の皆減でございます。細目3の道の駅あかいがわ施設管理費につきましては、12節委託料につきまして地域おこし協力隊員1名が11月で任期満了になるという、そういった理由によりまして任期満了以降の人件費などで指定管理料90万6,000円を増額計上しようとするものでございます。

下段になりますが、3目小公園管理費、既定額に30万円を追加して4,290万6,000円にしようとするものでございます。補正内容は、細目1のカルデラ公園・栗林公園維持管理費におきまして17節の備品購入費でカルデラ公園内に新たにベンチを3台購入を予定したいと考えておりまして、30万円を新規計上しようとするものでございます。

30ページ下段から31ページになりますが、4目保養センター費、既定額に170万8,000円を追加して1,638万円にしようとするものでございます。補正内容は、11節役務費で令和4年度に予定しております新たな温泉掘削のため本年11月に開催されます北海道温泉審議会への申請手数料として13万5,000円を新規計上、14節工事請負費で6月の暴風雨によりまして温泉露天風呂側の目隠し壁が一部破損したことに伴いまして復旧工事費として157万3,000円を新規計上しようとするものでございます。

以上で産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

32ページを御覧いただきたいと思います。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に298万1,000円を加えて1億3,132万1,000円にしようというものでございます。内訳は、10節需用費で298万1,000円の増額、これにつきましては道路排水施設の修繕費の

不足が見込まれることによる増額でございます。

下段に移ります。2目道路新設改良費、既定額から173万2,000円を減じて5,685万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、14節工事請負費で173万2,000円の減額、これにつきましては富田線道路改良工事の執行残でございます。

下段に移ります。3目橋梁維持費、既定額から124万9,000円を減じて1億1,942万9,000円にしようとするものでございます。12節委託料で117万8,000円の減額、これにつきましては橋梁補修設計の委託料の執行残でございます。14節工事請負費で7万1,000円の減額、これにつきましても橋梁補修工事の執行残でございます。

下段に移ります。3項河川費、1目河川総務費、既定額に836万円を加えて2,195万7,000円にしようとするものでございます。内訳につきましては、14節工事請負費で836万円の増額、これにつきましては国より河川整備工事に対して補助がつくことになり、増額して河川整備を行うものでございます。工事といたしまして3本新規計上いたします。池田川護岸工事、これは崩れた箇所を25メートル復旧いたします。続きまして滝の川護岸復旧工事、これにつきましても崩れた箇所15メートルの護岸復旧を行います。3本目といたしまして富田川河川整備工事、これにつきましても土砂上げといたしまして1,000メートルの土砂上げ工事を行います、の合計の836万円の増額でございます。

33ページに移ります。4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に554万7,000円を加えて1億2,490万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、14節工事請負費で254万7,000円の増額、これにつきましては都団地解体工事を施工してしたところアスベストが発見されたことから、その処理工事費を補正し、別に発注するものでございます。続きまして、18節負担金補助及び交付金で300万円の増額、この増額計上につきましては新年度予算計上に予定のなかった住宅の建設が見込まれるため移住・定住支援事業補助といたしまして新規計上を行うものでございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私から一般会計補正予算歳出の教育費に係る部分についてのご説明を申し上げます。

予算書の34ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額に9万4,000円を追加し、5,346万円にしようとするものです。内訳は、社会教育指導員交代による人件費、期末手当の減額と費用弁償の増額を行うものです。

続いて、9款5項保健体育費、3目学校給食費、既定額に58万9,000円を追加し、2,117万9,000円にしようとするものです。内訳は、仁木町学校給食共同調理場職員の人事異動により、専任所長1名体制から兼任所長1名及び専任係長1名体制に配置変更されたことによる人件費増に伴う学校給食業務負担金の増額を行うものです。

以上で教育委員会所管の歳出についての説明を終えさせていただきます。よろしくご審

議のほどお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計補正予算書6ページをお開きください。2、歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から17万円を減額し、860万3,000円にしようとするものです。内訳につきましては、歳出予算の減額補正に伴い、同額が減額となるものです。

次に、7ページを御覧ください。3、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、既定額から17万円を減額し、1,454万8,000円にしようとするものです。内訳は、前年度の後期高齢者医療広域連合納付金のうち市町村事務費負担金の精算額が確定したことによって17万円を減額しようとするものとなっております。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

7ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に821万1,000円を加えて2,831万7,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の増額でございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。5款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額から10万円を減じて140万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節過疎対策事業債で10万円の減額、これにつきましては常盤地区簡易水道浄水場排水槽移送ポンプ更新工事の執行確定による減額でございます。

下段に移ります。2目簡易水道事業債、既定額から10万円を減じて140万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節簡易水道事業債で10万円の減額、これにつきましては上段と同じ工事の執行確定による減額でございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に801万1,000円を加えて7,620万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、12節委託料で8万5,000円の減額、これにつきましては水源見張り人が7月をもって村外に移転し、退職届が出されたことから、8か月分を減額するものでございます。14節工事請負費で809万6,000円の増額、これにつきましては発注済みの工事費の執行残の整理と新規に工事2本を計上するものでございます。1本目、落合地区水道施設管理道路整備工事、延長で274メートルを落合地区水道施設に行く道路が民地のことから、村有地に新しく管理道路を整備するものでございます。2本目といたしまして、池田地区飲料水供給

施設配水管布設工事、これにつきましては池田地区に新しく居住の方がおり、水道の本管110メートルを新たに設置する工事でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第41号につきましては、先ほど設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第41号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

これで昼食休憩に入ります。

午前 11時44分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

◎議案第28号の差し替えの議決

○議長（岩井英明君） 村長のほうに発言を求められておりますので、これを許します。

村長。

○村長（馬場 希君） お時間を取っていただきまして、ありがとうございます。実は、議案第28号の専決処分事項の承認を求めることについての理由の項目の中で新型コロナワクチン接種事業に係る事業費の増額という表現をしてお説明をさせていただきましたけれども、実際のところ増減があつて差引き減という形になることから、減額ということが正しい表現でございました。大変申し訳ございません。議決をいただいた後にこういう訂正するというのは、誠に申し訳ないことなのでございますけれども、ただいまお席のほうに差し替え分を置かせていただいておりますので、今後とも気をつけますので、ひとつご容赦をいただきたいなというふうに思います。大変失礼いたしました。

議長、ありがとうございます。

○議長（岩井英明君） ただいま議案28号の件について村長のほうから説明がございました。

皆さんご理解いただいたものと思いますけれども、ここで改めて議案28号の皆さん方の賛成のご起立を願いたいと思います。

賛成の方のご起立をお願いいたします。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 賛成多数であります。

以上をもって議案28号の件については差し替えということで決定いたしました。

◎日程第21 認定第1号ないし日程第26 認定第6号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第21、認定第1号 令和2年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この際、日程第21、認定第1号から日程第26、認定第6号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第21、認定第1号 令和2年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第2号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第3号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、認定第4号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第25、認定第5号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第26、認定第6号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうからただいま上程をいただきました認定第1号から第6号までの説明をさせていただきますと思います。

なお、決算認定の説明につきましては、要点のみの説明とさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

まず、認定第1号からになります。認定第1号 令和2年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度赤井川村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

それでは、1ページ目から歳入ということになりますが、まず3ページ目の合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額30億4,247万1,000円、調定額29億8,272万7,086円、収入済額28億7,833万8,491円、不納欠損額19万5,952円、収入未済額1億419万2,643円、予算現額と収入済額との比較につきましては1億6,413万2,509円でございます。

それでは、1ページ目にお戻りいただきたいと思います。不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきますと思います。まず、1款村税、1項村民税につきましては、不納

欠損額は2件で13万3,752円、収入未済額につきましては延べ66件で246万5,243円。

2項固定資産税につきましては、不納欠損額2件で3万6,200円、収入未済額につきましては延べ40件で1億110万7,100円、前年度と比較して収入未済額が大きく増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業者からの納付が難しくなり、年度内に納付とならなかったものでございます。なお、こちらの事業者につきましては、令和3年度に分納計画に沿って現在まで計画どおり納付をいただいているところも併せて報告をさせていただきます。

続いて、第3項軽自動車税につきましては、不納欠損額6件で2万4,200円、収入未済額につきましては延べ53件で44万500円となります。

次に、2ページ目を御覧いただきたいと思います。13款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、収入未済額が1件で14万7,600円、これは住宅料の未納で、令和3年度に計画的な分納を現在いただいております。

2項の手数料につきましては、不納欠損額が1,800円、収入未済額が3万2,200円で、ともに督促手数料でございます。

続いて、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。歳出になりますが、また5ページの下段、歳出合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額30億4,247万1,000円、支出済額27億8,902万5,912円、翌年度繰越額1億2,995万9,748円、不用額1億2,348万5,340円、予算現額と支出済額の比較につきましては2億5,344万5,088円でございます。

続いて、6ページに移ります。歳入歳出差引き残額8,931万2,579円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

続いて、ページが飛びまして、60ページを御覧いただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額28億7,833万8,491円、歳出総額27億8,902万5,912円、歳入歳出差引額8,931万2,579円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましては4,157万5,748円、実質収支額4,773万6,831円であります。

続いて、61ページのほうに移ります。一般会計財産に関する調書です。ここでは、移動箇所のための説明とさせていただきます。

それでは、次のページ、62ページからご説明を申し上げます。1、公有財産、(1)、土地及び建物、建物のうち公営住宅で211平米の減、これは赤井川地区及び都地区の村有住宅の解体工事によるものでございます。続いて、宅地で238平米の増、田畑で2,637平米の減、これは道路用地整備による土地の交換による増減でございます。

続いて、63ページに移ります。(2)、山林で、面積の増減はございませんが、立木の推定蓄積量につきましては2,103立米の増、これは主に自然増によるものでございます。

次に、(7)、出資による権利のうち、備荒資金組合超過納付金で635万9,036円の増、これは配分金でございます。計8件の決算年度末残高におきましては13億3,590万187円となります。

続いて、65ページに移ります。4、基金、財政調整基金で4,090万9,130円の増、減債基金で7,000万円の減、公共施設整備基金で2億4,755万1,709円の減、これにつきましては令和2年度の決算において財源不足が見込まれることから、出納期間整理中に基金を取り崩し、また翌年度以降の予算も考え、財政調整基金に一部積み増しを行ったことによる減及び利子の増によるものでございます。土地開発基金で1,764円の増、これは利子の増によるものでございます。農産物価格安定基金で109万776円の増、これは農業振興センター補助金の執行残の積立てと利子の増によるものでございます。敬老福祉基金で5万円の増、これは寄附による新規積立てによるものでございます。畑地かんがい排水施設管理基金で108万9,158円の増、これは前年度と比較し修繕が少なかったため積立額が増えたことと利子の増によるものでございます。さくら・もみじ基金で651万3,269円の減、これは事業費繰入金の減などによるものでございます。移住・定住支援事業基金で299万9,950円の減、これは事業費繰入金の減などによるものでございます。森林環境譲与税基金で505万27円の増、これは歳出を超える歳入分を新たに積んだものでございます。以上、14基金で合計2億7,873万2,473円の減、決算年度末現在高で10億1,903万3,951円となります。

一般会計については以上でございます。

続いて、認定第2号に移ります。認定第2号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

こちらまずは1ページ目をお開きいただきたいと思います。歳入ですが、一番下の合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額2,086万8,000円、調定額2,037万8,510円、収入済額2,037万8,510円、不納欠損額、収入未済額ともになし、予算現額と収入済額との比較48万9,490円でございます。

続いて、2ページ目に移ります。歳出でございます。こちら合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額2,086万8,000円、支出済額2,037万7,753円、不用額49万247円、予算現額と支出済額との比較も同額の49万247円でございます。

続いて、3ページです。歳入歳出差引き残額757円、うち基金繰入額がゼロ円。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

続いて、9ページ目をお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書です。歳入総額2,037万8,510円、歳出総額2,037万7,753円、歳入歳出差引額が757円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましてはゼロ円、実質収支額757円でございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては以上となります。

続いて、認定第3号のほうに移ります。認定第3号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入

歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和３年９月16日提出、赤井川村長。

こちらにもまた１ページ目をお開きいただきたいと思います。歳入では、最下段の合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額6,072万8,000円、調定額6,276万9,628円、収入済額5,961万7,628円、不納欠損額38万1,200円、収入未済額277万800円、予算現額と収入済額との比較111万372円でございます。

不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。１款国民健康保険税、１項国民健康保険税につきましては、不納欠損額は18件で37万9,900円、収入未済額につきましては延べ45件で275万6,100円。

２款使用料及び手数料、１項の手数料につきましては、不納欠損額が1,300円、収入未済額が1万4,700円で、ともに督促手数料でございます。

次に、２ページの歳出の説明をさせていただきます。こちらにも一番下の合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額6,072万8,000円、支出済額5,961万7,565円、不用額111万435円、予算現額と支出済額との比較も同額の111万435円でございます。

続いて、３ページです。歳入歳出差引き残額63円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和３年９月16日提出、赤井川村長。

続いて、13ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5,961万7,628円、歳出総額5,961万7,565円、歳入歳出差引額63円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましてはゼロ円、実質収支額につきましても63円でございます。

続いて、14ページを御覧いただきたいと思います。国民健康保険特別会計の財産に関する調書ですが、これも移動があったもののみの説明をさせていただきます。下段、４、基金、財政調整基金1,047円の増、こちらは利子の増によるものでございます。

国民健康保険特別会計につきましては以上でございます。

次に、認定第４号に移らせていただきます。認定第４号 令和２年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第３項の規定により、令和２年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和３年９月16日提出、赤井川村長。

こちらにもまた１ページ目をお開きいただきたいと思います。まず、歳入ですが、一番下の合計欄でございます。予算現額4,275万8,000円、調定額4,237万8,504円、収入済額4,237万8,504円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額ゼロ円、予算現額と収入済額との比較37万9,496円でございます。

続いて、２ページの歳出のほうに移ります。こちらにも合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額4,275万8,000円、支出済額4,237万7,646円、不用額38万354円、予算現額と支出済額との比較も同額の38万354円でございます。

続いて、3 ページ、歳入歳出差引き残額858円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

続いて、10ページ目をお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額4,237万8,504円、歳出総額4,237万7,646円、歳入歳出差引額858円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましてはゼロ円、実質収支額858円でございます。

次に、11ページを御覧いただきたいと思います。介護保険サービス事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちらにつきましては移動がございませんでした。

介護保険サービス事業特別会計については以上でございます。

続いて、認定第5号になります。認定第5号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

こちらにもまた1 ページ目を御覧いただきたいと思います。歳入ですが、一番下のまた合計欄になります。予算現額8,775万4,000円、調定額8,598万5,780円、収入済額8,587万5,839円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額10万9,941円、予算現額と収入済額との比較187万8,161円でございます。

収入未済額の説明をさせていただきます。1 款事業収入、1 項使用料につきましては、収入未済額につきましては延べ1 件で10万9,941円です。こちらにつきましては、水道料の未納がありまして、こちら令和3年度に計画的に分納いただいております。

続いて、2 ページ目の歳出に移ります。こちらにも合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額8,775万4,000円、支出済額8,587万4,927円、不用額187万9,073円、予算現額と支出済額との比較も同額の187万9,073円でございます。

続いて、3 ページ目です。歳入歳出差引き残額912円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

続いて、9 ページ目をお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額8,587万5,839円、歳出総額8,587万4,927円、歳入歳出差引額912円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましてはゼロ円、実質収支額912円でございます。

続いて、10ページ目になります。簡易水道事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちらにも移動があったもののみの説明をさせていただきます。

まず、11ページ中段、左側になります。2、物品、都地区簡易水道の配水管V P 50が160メートル減、P P 50が160メートル増、こちらにつきましては都地区簡易水道の配水管布設工事によるものでございます。

簡易水道事業特別会計については以上でございます。

最後になりますが、認定第6号に移らせていただきます。認定第6号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

こちら1ページ目を御覧いただきたいと思います。歳入ですが、こちら一番下の合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額8,418万4,000円、調定額8,351万6,994円、収入済額8,346万9,597円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額4万7,397円、予算現額と収入済額との比較71万4,403円でございます。

こちら収入未済額につきましては先ほどの水道料と同様、未納額がありまして、令和3年度に計画分納を現在もいただいております。

続いて、2ページ目の歳出でございます。こちら合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額8,418万4,000円、支出済額8,346万8,682円、不用額71万5,318円、予算現額と支出済額との比較も同額の71万5,318円でございます。

収入未済額の説明をさせていただきます。これ先ほど説明したので、すみません、僕の書き間違いです。先ほどの件数ですけれども、1件でその金額でございました。

続いて、3ページのほうに移らせていただきます。歳入歳出差引き残額915円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

続いて、9ページ目を御覧いただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額8,346万9,597円、歳出総額8,346万8,682円、歳入歳出差引額915円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましてはゼロ円、実質収支額915円でございます。

次に、10ページ目を御覧いただきたいと思います。下水道事業特別会計の財産に関する調書でございますが、こちら移動があったもののみ説明をさせていただきます。10ページ右側の中段、2、物品、赤井川処理区の塩素混和池が1池増で2池というふうになっております。これは、ストックマネジメントの策定に当たり現在施設調査をしておりますが、最終沈殿池のカウント方法の見直しにより1池増加ということになったものでございます。

下水道事業特別会計につきましては以上でございます。

ただいま令和2年度6会計の決算認定の説明をさせていただきましたが、ご審議いただき、ご決定をいただくようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終わりましたので、令和2年度の決算並びに財政健全化、経営健全化に係る監査委員の報告を求めます。

大西代表監査委員。

○代表監査委員（大西敏典君） 令和2年度各会計の決算並びに基金及び資金の運用状況

について意見報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により赤井川村長より提出のありました令和2年度赤井川村一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険サービス事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計について、8月30日、31日に湯澤監査委員並びに事務局書記と監査を実施しましたので、報告いたします。

歳入については、各会計において予算現額、調定額、収入済額、収入未済額等について予算書並びに収入一覧表、収入票により審査し、歳出については支払済明細表、支出証書等により審査し、各項目ごとに計数を照合し、事業内容を確認した結果、適正に処理されていることを報告いたします。

なお、一般会計決算については、実質単年度収支が7,237万8,000円で、前年度の実質単年度収支マイナスの561万円と比較し、大幅にプラスとなっていますが、これは歳入の財源不足を補うため財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金より合わせて3億2,000万円、うち1億3,000万円は会計年度内に財政調整基金へ積立てされ、実質には1億9,000万円を繰り入れたことによるものです。

特に令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症による税法に定める特例措置として固定資産税の納税猶予を行ったことにより、さらに財源不足となり、不足する財源を基金に委ねる会計運営が続いております。

年度ごとで全体事業の増減により、一時的に不足する財源を基金に求めることは理解できますが、今後とも厳しい会計運営が続くことが予測されますので、一層の経常経費等の削減に努めていただきたい。

また、村民税、固定資産税、国保税等の収入未済額については一層の徴収努力をしていただきたい。

次に、地方自治法第241条第5項の規定による基金及び資金の運用状況については、各台帳、関係諸帳簿により審査の結果、適正に処理され、相違ないことを確認しました。今後とも各種基金の目的に沿った適切な管理運用に努めていただきたい。

次に、地方公共団体の財政健全化に関する法律による令和2年度財政健全化審査、経営健全化審査については、その算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、令和2年度の決算並びに財政健全化、経営健全化に関する監査委員の意見報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号につきましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号につきましては、決算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては能登ゆう議員をお願いしたいと思っておりますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第27 同意案第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第27、同意案第2号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、同意案第2号の提案を説明させていただきます。

同意案第2号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月16日提出、赤井川村長。

記といたしまして、氏名については桐木眞英さん、生年月日は(生 年 月 日)生まれ、住所は(住 所)になります。

略歴が次ページに載っております。名前につきましては、今ご説明しました桐木眞英さんでございます。年齢については(年 齢)の(性別)ということで、一番下にありますけれども、現在も委員として任に就いていただいております。現在の任期が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間ということで任に就いてございます。新任期につきましては、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間。最終学歴は(最終学歴)、主な職歴につきましては(職 歴)。主な公職歴については、教育委員については今ご説明したとおりでございます。そのほか、赤井川村情報公開審査会委員、個人情報審査会委員を令和元年6月から現在まで務めていただいております。

桐木さんについては、教育に関しても見識が広く、現在も委員としてご活躍をいただいておりますので、何とぞご同意をお願いしたいというふうに思います。

以上、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第2号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第2号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第2号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

これから一般質問に入りますけれども、2時まで休憩しましょう。

午後 1時51分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長(岩井英明君) それでは、会議を再開いたします。

◎日程第28 一般質問

○議長(岩井英明君) 次に、日程第28、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

曾根敏明君。

○2番(曾根敏明君) まずは、この長引くコロナの中、役場、村の役職員の皆様、本当に毎日ご苦労さまです。改めて感謝申し上げ、その努力に本当に常日頃感謝申し上げたいと思っております。

それでは、本題に参ります。上水道配管整備について、簡易水道のことです。第四期赤井川村総合計画を出されたときに各課より説明を受け、そのときに伺った件について一度2点ほど質問いたします。住民の方から何件か、我が家の水道はどういうルートで配管されているのかということで、担当の課に直接伺ったところ、数十年前の古い配管については図面、書類等が保管されていないということでした。確認の上、報告をお願いしたいと思います。今後高齢化により家を手放したり、解体するなど、その後に新たな住人が新築等の際トラブルが発生する場合も予想できます。村の市街地でもこのような場所が数か所あると聞いています。早急に調査をし、改善することを望みます。在住者が離れてからでは調査等がしにくくなり、万が一漏水等が発生した場合には大変な作業と費用を費や

すことになりかねません。この件に関しまして村長の見解をお伺いいたします。

もう一点、赤井川村では上水道の水道区域内と水道区域外があると聞いています。これは、条例で決まっている事項であると思いますが、水道区域外に数十年間にわたり自費配管をした住居及び施設がありますが、区域外のために自己管理をしております。ほかの村民と同じく税金、もちろん水道料金も支払っているという例があります。今後このような区域外への対応をどのようにお考えなのか、村長のご意見をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、曽根議員の質問に対してお答えさせていただきます。

上水道の配管設備についてということで、まずは1点目の質問でありますルート不明の配管についてでございます。議員ご指摘のとおり、過去の古い図面などについては残っておりますが、整理された台帳とはなっており、住民からの問合せについては、正確ではなく、見せられる書類ではないことから、正確な古い資料は存在していない扱いとしております。今後は、今進めております公営企業会計への移行時に全村エリアを調査し、台帳整備を行い、管理する計画となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

質問の2点目の今後の給水区域外の扱いについてでございます。現在村内に建築物を建築する際に水道の給水区域内であるか給水区域外であるかの相談を受けた際に十分説明を行い、対応しております。まれに給水区域外であることの説明をした場合どうしても個人負担で水道を引きたいと希望する方がおります。その場合は、給水区域内に受水槽を設けていただき、受水槽までは村のほうで管理を行い、受水槽から施設までの管及び施設内については個人負担で施工し、個人で管理することで同意の上で現在に至っております。現在の給水区域につきましては、昭和58年の制定時点の居住地及び高低差で給水できる区域をもって定めております。一度キロロリゾートが建設されたときに水道施設を新設し、キロロのエリアを追加したという事案はありますが、その後区域の変更は行っておりません。現時点では、給水条例にない給水区域外の受益者の要望に応じて変更する考えは持っておりません。ただし、将来新たな宅地開発などが計画される場合には、水源水量も検討した上で変更することを否定するものではありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） ただいまの村長の答弁に対し再質問ありますか。

曽根敏明君。

○2番（曽根敏明君） ご答弁ありがとうございます。再質問というわけではございませんが、この2つの質問の内容について今後もできる限り改善をし、見直しをしていただきたいと思います。今回は、細かな点については割愛をさせていただきましたが、どうぞこれからもこの件について進めて検討していただきたいと、再答弁は必要ありませんので、よろしくお願いします。

○議長（岩井英明君） なければ、曽根敏明君の一般質問を終了いたします。

続きまして、連茂君。

○1番（連 茂君） それでは、質問させてください。

コロナの終息が見えずに対応に追われる日々が続いていますが、今後はこれは一体どうなるのだろうかという住民から聞こえた不安の声を幾つかこの場でお尋ねしたいと思います。情報提供も含めて率直なお考えをお聞かせください。

まず、3点、村をPRするイベントについて村長のほうにお尋ねします。まず、2年連続で中止になったカルデラ味覚まつりのことです。メロンやスイカなど食べ放題で多くの来場者をもてなしてきた夏の大きなイベントですが、その中で数少なくなったメロン生産者に依頼したメロン、2年連続で使われずに終わったことは少なからず生産者の一人としてやり切れない結果に終わりました。判断の甘さ、判断の遅さを感じる部分はありますが、メロン生産者だけに限らず、祭りが中止になったことでの影響や中止を受けて生まれた不満や意見など、村長はどのように感じているかお知らせください。

さらに、カルデラ祭りは、産業祭りとして赤井川村のPRや住民意識の向上にもつながる重要な行事だと考えていますが、今後どのようなイベントにしていくか、2年の中止を受けて開催時期や開催場所、イベント内容など再検討する時期に来ているのではないかなと思います。どのようにお考えか伺います。

ホームページで村長は、一番最初に活力のある村づくりということを提言されています。カルデラ祭りやもみじ祭を含め、交流人口の増加につなげるチャンスがなくなることは、本当にその活力というふうな部分では残念なことになりましたが、コロナ禍においてもリモートだから何もできないではなく、リモートだからできるという活動を始めている地域、区域というのは結構増えていると思います。SNSやブログ、またはYouTubeなどで動画を活用した地方再生の取組が中心で、例を示させていただくと、近郊では余市や仁木がYouTubeを使ったお祭りを開催したり、壮瞥町や沼田町ではSNSを利用した移住、定住の促進でかなり移住者の数が増えていると聞きます。管内では、あと真狩村やニセコ町は日頃の情報発信の努力で住民の数の約倍の人がSNSのフォロワーとなり、コロナ後の活力につなげるための手段になろうとしています。一方、我が村では、フェイスブック、Instagramの公式アカウントはなし、ツイッターは数年前に一度開設した公式アカウントがありますが、今では全く動かされていない負のレガシーとなっています。小さな村だからこそ平等に発信できるSNSを利用し、ウィズコロナ時代の活力にすべきだと考えていますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

次に、質問の展開上、教育長にお伺いする質問を挟ませていただきます。これは、保護者の方から直接質問された部分なのですが、中学生の海外研修についてです。現在高校1年生の生徒が2年前にオーストラリアにホームステイをしたのが最後で、2年間事業が実施されていません。直近の予定では、以前教育長のほうからどうするかというお話はお知らせいただいています、ウィズコロナにおいて季節が真逆な南半球に行くことが本当にいい選択か、またホストファミリーの高齢化も原因で受入れが今後可能なのかも心

配なところですよ。我が家の子供たちも貴重な経験をさせていただいたこの海外研修制度、ぜひ継続してもらいたいのですが、事業そのものを見直し、行き先や時期などを考える時期に来ているのではないかなと思います。もしお考えがありましたら、お知らせください。

最後に、このようにいろいろと住民というのは不安だとか疑問を抱くことが多く、それが不安や不信につながるということは言うまでもありません。特にコロナ禍においては、私が聞いた限り、男性よりも女性のほうが日々の生活、病気、ワクチン、救急体制など不安が強いと感じました。このような迷いに応えるためにも村のリーダーである村長の丁寧な情報発信が必要と感じます。真狩村の岩原村長は、毎日ブログの更新で住民目線の疑問や村の魅力を紹介し、効果を上げていると日本経済新聞に掲載されていました。こんな時代だからこそ、村長としての情報発信が住民に対する心のケアにつながると考えます。オフィシャルとしての丁寧な情報発信を要望した上で、何か考えがあればお聞かせください。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、連議員からの一般質問についてお答えさせていただきます。途中教育長に対する質問もありますけれども、村長に対する質問に対して全てお答えを先にさせていただきたいと思います。

コロナ禍における不安について、まず1点目の質問、カルデラ味覚まつりが中止になったことでの影響や中止を受けての不満や意見について村長はどう思っているかということでございます。祭りが中止になった点については、コロナ禍の状況下ではやむを得ないと考えていますし、最終的に実行委員会が開催に向けて協議を進めている最中に私の判断で中止を要請した経過がありますので、関係する方面には判断が遅いなどの不満や意見があることは承知しており、批判として受け取るしかないというふうに考えてございます。

質問の2番目として、カルデラの味覚まつりのイベント内容など再検討の時期が来ているのではないかというご質問でございます。祭りの在り方については、相当前から実行委員会の中で協議が持ち上がっていましたが、結論が出ないまま今回までできていた状況にあります。ただ、コロナ後の祭りやイベントの在り方についての方向性をきちんと定めることが必要であるとの認識で、村から既に議論の場の開催を呼びかけさせていただいており、特に実行委員会を構成する組織においては組織内での議論も踏まえていただき、12月中には方向性を定めて次年度以降の取組につなげたいというふうに考えてございます。

質問の3点目の小さな村だからこそ平等に情報発信できるSNSを利用し、ウィズコロナ時代の活力にすべきだと考えていますが、村長の意見はいかがでしょうかということでございます。SNSが平等に発信できるか否かは、扱うツールや認識の違いによって違いはあると思われますが、行政としては必要とする人に必要とする情報をできる限り迅速に届ける努力は必要だと考えております。今後もいろいろと模索しながら、行政としてできる限り迅速な情報発信に努めたいと考えております。

質問の4番目、オフィシャルとしての丁寧な情報発信を要望した上で、何かお考えがあ

ればお聞かせくださいというご質問でございました。私としては、今後も胸を張り、自信を持って情報発信ができる村づくりを村民の皆さんと共に進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、私に対する質問についての答弁とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 中学生の海外研修についてお答えさせていただきます。

まず、ご質問ありがとうございます。中学生の海外研修につきましては、外国人との交流を深めることを通しまして異文化理解するですとか、国際人としての知識を高めるとか、コミュニケーション能力の向上を図るとか等を目的として、本村国際交流事業の要の事業としてオーストラリア、ストラスモアセカンダリカレッジとの交流を行ってきたもので、17回の歴史のある事業でございます。本事業については、これまで生徒の外国あるいは異文化等に対する垣根を取り払ったり、英語学習の動機になったり、あるいは将来進むべき道に示唆を与えたりするなど大きな成果を上げてきた事業であり、今日のグローバル化への対応にいち早く本村取り組んできたということで他市町村からも注目されている事業でもありますし、より一層の充実を図りながら継続していきたいなと考えている事業であります。議員ご指摘のとおり、コロナ禍により昨年、本年と実施できていないものであります。今後の事業の在り方については改めて議員の皆様にお諮りしたいと考えているところではありますが、考えをということですので、現時点の考えを申し上げますと、ご質問の交流先についてはストラスモア校との交流の継続を考えているものであります。

その理由としまして、まずはこれまでの交流の積み重ねがある、それから我々を快く受け入れてもらえる、そういうところであるということ、さらには何よりも生徒の安全上、治安のいいところであるということが大きな理由になるかなというふうに考えています。また、海外の旅行ということに関しましては、現在ほかの国ということですが、ほとんどの国への渡航に対しまして受入れ国で一、二週間の待機をしてからでないと入国できないということ、あるいは帰国しても同様の状態になるということから、条件的には大きく変わらないということ、それからオーストラリアはコロナウイルスに対しては非常に厳しい対応をしておりますが、そういう意味では感染症に対して非常に安全な国であるということも言えるというふうに考えますので、子供を送り出す上で適地というふうに考えるものです。さらに、ご心配していただいていますホストファミリーにつきましても双方向の交流をしているということから、確保しやすい国であるということも理由の一つというふうに考えるものであります。加えまして、本事業については社会教育事業というふうな位置づけで夏季休業中に実施しているものですが、この時期というのは学校の教育課程上、非常に都合のいい時期だと、負担がかからない時期だということから学校からの話も伺って、それに合わせてこの時期に行っているものですが、この時期というのは北半球諸国というのは夏ということで長期の休業に入るということから学校間の交流が難しくなると、ただ南半球のオーストラリアに関しては学校がまだ課業しているということもありますので、

学校訪問、それから交流が可能になるということもあります。

以上、7点の理由についてお話しさせていただきましたが、これらのことからオーストラリア、そしてストラスモア校との交流を第一に考えていきたいなというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） ただいまの村長、教育長の答弁に対し再質問ありますか。

連茂君。

○1番（連 茂君） すみません。再質問させてください。

まず、産業課長に、自分のことになってしまうのですが、メロンが粗末に扱われないことだけをお願いした経過がありますが、結局そのメロンというのはどのように最終的に、もう多分どこかに行っていると言ったらおかしいですけども、食べられているのではないかなと思われそうですが、どのように扱われたのか教えてほしいです。

それと、先ほど村長の質問1の部分で批判として受け取るしかないというふうな考え方がありましたが、僕が農業者との話の中で聞いた部分ちょっと紹介させてください。今後カルデラ祭りで野菜の販売はやるつもりはないという人がいました。あと、本来に来年以降も食べ放題とかやるのか、このコロナの中でできるのかという質問がありました。あと、野菜を売るだけなら、道の駅のほうがいいのではという人もいました。これは、批判というよりは、なくなったことによる発見というか、気づきという感じだと思いますけれども、その中で次の質問で12月に方向性を示したいというふうな形を言われていましたけれども、実際にカルデラ味覚まつりをやること、その辺の村長自身の意気込みというか、そういうふうなものをお知らせいただきたいなと思います。

あと、移住した人間だから言えることなのですけども、この赤井川村って僕すごくいい村だと思うのです。価値が高いというか、立地条件や交通アクセスというか、都会との距離感、あと自然環境、教育を含めた住民サービスなど、とってこの村のよさ、価値は感じていてもその情報を発信するという力が僕は薄いような気がします。ホームページのリニューアルという話が少し出ているようなのですが、実際にツイッターの利用はほとんど今されていないと、ここにちょっと質問の中で出てきませんでしたけれども、ツイッターがブログの一番下にツイートというボタンだけあるけれども、それを押しても何も反応しない。あと、ふるさと納税のフェイスブック、結構しっかりとした形で動いているのですが、ふるさと納税のフェイスブックが地震情報だとか何か、そういう情報を流している、ふるさと納税のフェイスブックというのは基本的には村外向けの情報であるはずなのに、村内向けの情報が全くSNSの中では行われていない。多分御存じだと思いますけれども、千葉県熊谷知事ですか、などはSNSなどを使いながら災害情報だとか、特に千葉が大きな台風に襲われたときなのですけども、そういうときに防災や子育ての部分でツイッターやフェイスブックが非常に活躍されたという話聞きます。そういう面でも情報発信としてそういうツールというのを使う必要があるのではないかなと思います。

す。

あと、村長の実はブログって好評なのです。今九十何回か何か更新されていると思いますけれども、僕の聞いた範囲だと村のホームページの中で何見るかといったら、村長の書いているブログを読むという人がいました。そういう面でもある程度村長のほうで定期的にでもいいし、僕なんか毎日でもいいような気するのですけれども、ブログで情報発信するということは何になるかという、これも私のことで申し訳ないですけれども、クレームの処理になるというか、不安の処理になるというか、それを発信することによってこういうふうにやっているのだなということが理解できるというふうな面では非常に有効なツールだと思うので、先ほど希望するというふうな部分も書きましたが、ぜひそちらのほうも考えてもらいたいと思うのですが、いろいろ言いましたけれども、その辺もしお考えがあればお知らせください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まずは、カルデラ祭りに対する村長の今後の意気込みということで、いずれにしてもイベントやりたいという意気込みは僕自身は持っています。ただ、なぜ実行委員会形式にしているかという、行政が旗振りしてどんどん進めるというのが産業祭りではなくて、地域のやはり関わり持っている皆さんがそれぞれ意見を出し合いながら進めていくと、そこに行政としてどうお手伝いしていけるかというのがこういうイベントを盛り上げていく、継続させていける一つの力なのだろうと思いますので、先ほどお話ししたとおり今役場のほうから、村のほうからそれぞれ呼びかけさせていただいていますので、近々1回目の、緊急事態が出てしまったので、継続になりましたので、予定したより後ろになってしまう格好になるのですけれども、そういった形の中で皆さんの意見を吸い上げながら、どういったイベントにしていくのがいいのか、先ほど連議員がおっしゃったように農家の方の意見、食べ放題なんかというのは密になるので、どうなのだというのは、これは中止になっていましたけれども、このコロナが始まって以来、実行委員会の中でも話がされているところでありますし、そういった部分も踏まえながら今後方向性を出していくということになるのかなと。それは、村が方向性を出すのではなくて、要するに住民の皆さん、団体が組織する実行委員会のほうでどういったイベントがいいのではないかと方向性を出していくと、村はそれを応援していくというようなスタンスで考えてございます。

もう一つ、情報発信の部分に関しては、先ほど申したようにSNSというか、インターネット情報、ウェブ上の情報をやっぱり見れる人と見れない人がいる、当然使う人もいるし、使わない人もいるということなので、その大事なことは自分も認識していますし、そのつもりでオフィシャルではない形の中で情報発信をしたりだとか、オフィシャルの中でもホームページの中で通信という形で出してもらったりはしています。ただ、1回目の質問でお答えしたように必要な人に必要な情報を的確に伝えていくと、そういう意味でいえばネットに限らず、やはり今の防災無線や紙情報、もしくはきちんと地区懇談会をしながら

ら直接住民に伝えていくと、そういう情報も当然必要であろうというふうに思いますので、その都度必要とされる部分についてはきちんと対応していくような体制を取っていければなというふうに思います。ただ、言い訳になりますけれども、少ない職員人数の中でやっていますので、常にそこだけに関わっているという職員をつくり上げるだけ残念ながら余裕がないものですから、私ができる限りの中で職員から情報もらったものは情報発信していくということにしていますけれども、それは言い訳にしかならないですけれども、極力そういったものにも取り組んでいながら、先ほど言っていましたけれども、ホームページもリニューアルするということでより上げやすくするようなツールになるような格好で組替えできればなというふうに考えておりますので、もう少し様子を見ていただければなというふうに思います。

私から以上でございます。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、私のほうから味覚まつりのメロンの補償の関係についてご報告させていただきます。

メロンにつきましては、7月の末から8月の10日まで買って、そしてまた販売というような形でやりまして、実行委員会の買取りにつきましては1,280玉でございました。当初の予算では、2,200玉というふうな形で予算を計上させていただきましたが、引き取っていくうちに従ってやはり個数が減ってきて、最終的には1,400玉ぐらい出ればいいかなと思ったのですが、1,280玉という形になりました。使い先でございますが、販売先についてはキロロですとか道の駅、これで7割以上販売しておりまして、その他キャンプ場ですとか、その他の観光施設、そういったところで残りの3割を買って売ってPRしたというような内容でございます。

それで、販売して買い取ってという差額が補助事業費になるのですが、去年は実績として約32万円でございましたが、今年につきましては1,280玉で約36万円ほどでございます。まだこれにあと少し事務的経費がかかってくるのですが、販売としては約36万円の総体での額というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） 最初の村長の回答の部分なのですが、人材不足と言われると、それ以上言うことはできないのですが、例えばニセコ町では何日か前道新に出ていましたけれども、企業版ふるさと納税で寄附した企業から派遣をいただいてSNSの担当者として働いてもらうという例が出ていました。それを赤井川にすぐ当てはめられるかといったら、なかなかそういうわけにはいかないのかもしれないですが、そういう事例もあります。実際に、ちょっと回答なかったですが、ふるさと納税のフェイスブックやっているのもふるさと協力隊の方がスタートとして今動かれていますので、そういうふうな可能性というのも模索しながら、情報発信というふうな部分でいうとやっぱ

り今とっても必要なことだと思いますので、ぜひ抜き取りで行ってもらいたいと思います。

あと、メロンの件なのですけれども、僕はメロンの生産者なので、もうこれ以上言うつもりはないですけれども、やはり圧力を感じる部分もあるのです。作ったものを売っていただくというふうな部分、その部分のメロンが、本当にぶっちゃけて今回言ってしまうと、いつも僕は1,000円を買ってもらっていたのが800円でいいでしょうと言われてたら、うんと言ってしまうのです。これは、仕方がないかなとは思うのですけれども、そういう細かい不満というのは多分ほかの農業者にもいろいろある、それを目的に野菜を作っていたのだとか、コロナだから仕方がないだろうと言ったらそれまでなのですけれども、そういうふうな農業者というのは不満を持っているということだけはやはり認識しておいてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 1点だけご理解いただきたいのは、先ほど人材不足と、僕が言ったのは人員不足ということで、うちの職員の人材でそういうことができないといった意味ではなくて、要するに人手がやっぱりいろいろ忙しい中でそこに時間を割くというのが難しいというふうにご説明をさせていただいたので、そこだけご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） 今度教育長のほうの質問を、これは以前聞いたことなのですけれども、もし変更があれば、今の3年生の海外研修制度、特に先ほど教育長も触れられていましたけれども、今渡航制限があって2週間、2週間とかという待機期間あるから、とてもではないけれども、今実施するというのは無理だと思いますので、今後の予定というか、特に3年生、もしくは今の2年生、この直近のことだけでもう一度情報提供として教えてもらえたらと思います。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 直近の状況というのは、国際的な情勢も含めてということでお話しさせていただきますと、今現在オーストラリアについては7月からロックダウンに入っていて、学校のほうもこのストラスモア校は7月から全て遠隔学習に移行しています。そういうことから、現段階で交流をすることが可能な状態にはないという現状はあります。それから、今後についても今の状態がオーストラリアだけではないですけれども、このコロナの感染状況から今年度の交流は難しいだろうという、そういう判断はしているところです。それから、これ来年度に向けてということですが、来年度に向けても楽観的な見通しは持ちづらいだろうなというふうには思っています。今現段階でそういうことから、この交流事業そのものについての内容については先ほども申しあげましたように改めて皆様に今後の在り方についてご協議いただく場必要なのかなというふうには思っていま

すが、この交流を続けていくということは学習内容という意味では断ち切ってはなかなかいけないものだというふうにも思っていますので、今この行くことができない環境の中で何とかつなげていけるような取組ができないかということで今向こうのカレッジのほうに打診をしながらやり取りをしているところです。端的に言いますと、手紙ですとか、それからなかなか動画でのやり取りは向こうのセキュリティー上、どうも難しいという話は今聞いているのですが、作り上げたものを例えば送るであるとか、何らかのそういうような形でつながりを保ちながらやり取りができればいいなというふうに考えているところです。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1 番（連 茂君） ということは、今の3年生が代替で何かやるとかというふうなことというのは今は未定だというふうに考えていいですね。それだけ確認したいと思います。今の3年生自身がオーストラリアに行けるかどうかというのも全く未定だと考えていいのですか。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 繰り返しになりますけれども、そのことについて皆様に改めてご協議させていただきたいなというふうに思っています。考え方としては、前回のときにもお話し申し上げたように何らかの形で継続していくことが望ましいなというふうに教育委員会としては考えているところでありますが、最終的には皆さんにお諮りしてからというふうなことで考えてございます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 連茂君の一般質問を終了いたします。

続きまして、能登ゆう君。

○4 番（能登ゆう君） 2点質問いたします。

1点目は、子供の預け先と居場所についてです。近隣に頼れる祖父母や親戚がなかったり、独り親だったり、夫婦とも常勤で働く世帯が増えていることにより、子供の預け先や居場所についての必要がより高まっていると感じます。預け先がないから、希望があっても働けない、2人目は産めない、村の小学校に入れない、村に住み続けられない、そうした諦めざるを得ない状況を生まないような施策が求められています。

1つとして、ゼロから2歳児の預け先についてです。昨年12月の予算特別委員会において議員より、保育所でのゼロから2歳児の受入れについて将来へ向けて考えてほしいとの提言がありました。その場でも指摘されていたように、受入れ態勢の整備は単に子育て支援という意味合いだけでなく、人口減少対策、労働力不足の対策として大変有効であると考えられます。馬場村長が選挙時に示していた少子高齢化は待ったなし、労働力不足は待ったなしの問題意識にも合致するものです。近隣自治体でも待機児童が出ている状況で、広域入所の仕組みはうまく機能しているとは言い難い状況です。余市町の認可外保育施設の利用者が赤井川村の子ばかり、何年か前にそんな時期もあったと伺っております。広域入所制度が安定して利用できるような環境整備を行うか、または自前で受入れ態勢を整え

る必要があるのではないのでしょうか。昨今の子育て環境の変化に伴い、地域の実情に応じた選択肢として認定こども園や家庭的保育などの新たな制度的枠組みもできています。認定こども園は、就業の有無にかかわらず子供を預けられる場として、幼児教育の場として、地域の子育て支援を担う場として小規模自治体である赤井川村にマッチしているようにも感じます。現在のへき地保育所という在り方から見直すことも選択肢としてはあると思います。

もう一つとして、小学校低学年の居場所についてです。いわゆる小1の壁についても一層の対応が求められています。現存の放課後子ども教室については、常勤で働く親の勤務時間に対応できるよう平日の時間延長や長期休校中に朝から晩までの開設を求める声が聞かれます。放課後子ども教室の拡充、それが難しければ代替となるような仕組みを考えられないのでしょうか。せめて子供が一人でも安心して過ごせる児童館的な居場所があると安心という声もいただいております。

以上、子育て世帯の現状を踏まえて安心できる子供の預け場所、居場所をどう確保していくのか、お考えを伺います。

2点目は、コロナ禍における支援体制についての質問です。緊急事態宣言が今月末まで延長されました。ワクチン接種が始まったものの、感染力の強いデルタ株の蔓延により家庭内感染、子供の感染も増加傾向にあるようで、不安は一向に解消されない状況です。コロナ禍での支援体制については、3月定例会の一般質問でも伺いましたが、半年たち、状況も変化する中、改めて報道等から見える課題について質問いたします。

1点目です。医療機関の逼迫により、9月1日時点で全国で13万人を超す感染者が自宅療養となっているとの報道がありました。濃厚接触者となる同居家族は、計24日間もの外出自粛期間を過ごさなければならないそうです。独居の場合もちろんですが、家庭内感染、急変、重症化といった不安の中で過ごす心身への負担は計り知れません。自宅療養者への支援体制について伺います。

2点目です。保護者が感染した場合、濃厚接触者である子供の預け先をどうするか、感染拡大当初から特に小さい子供のいる家庭から不安の声がありました。また、これは高齢者を在宅で介護する家族にとっても同様です。家族が感染した場合の子供や要介護者の受入れ態勢と行政の支援について伺います。

3点目です。5月に行われた全国学力調査の結果からは、長期休校により家庭環境による教育格差の拡大、学校生活での不安やストレスを抱える子供の増加が浮き彫りになったと指摘されております。コロナ禍において学習機会はもちろん、子供が触れ合いながら共に成長する育ちの場をどのように保っていくか、村内小中学校の取組をご紹介します。

4点目です。高齢者のフレイル予防や生活上の困り事を見逃さないためにも、自粛生活が続く中では福祉分野のアウトリーチをより積極的に行う必要があると感じます。現状について伺います。

5点目です。緊急小口資金、総合支援資金の村内の申請数は高止まりしており、最近で

は総合支援資金の再貸付けについての申請もされていると伺っております。生活に困っている方が継続して困っているという状況がうかがえます。困窮者への生活支援について、お考えを伺います。

6点目です。収束が見えぬまま、もうすぐ3度目のスキーシーズンです。観光、宿泊や飲食等、直接的に影響の大きな業種はもちろんですが、外食需要の低迷により米をはじめとした農産物の価格の落ち込みも基幹産業である農業の足元を揺るがしかねないと懸念しております。村内事業者の現状と村としての支援をどのようにお考えか伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員からの質問についてお答えさせていただきます。

まずは、子供の預け先と居場所についてという部分で、1点目のゼロから2歳児の預け先についてのご質問でございます。ゼロから2歳未満児保育や延長保育、土日などの受入れ、認可保育所や認定こども園への転換など保護者から様々な意見があることは、子育て世代との懇談会などを通して承知しております。しかしながら、対象者の見込み数や現在の財政状況から、施設の増築や新築、保育士の増、給食の提供など新たな投資と維持を継続させることは難しい状況にあります。現在村保育所で対応できない部分を広域入所でカバーしていますが、なかなか希望に沿った入所ができていない現状も少なからず把握しています。今後の村づくりや情報発信にも関わってくることでありますが、より移住を考えている若い世代に移住先と選ばれるような村づくりを進めていく必要があると考えています。子育て支援や高齢者福祉だけでなく、総合的に美しい村、住みよい村に向け、議会の皆様を含め、住民の皆さんとも考えていく際に、赤井川村にとってどのような体制や施設づくりが望ましいのかを考えていきたいと思っております。

続きまして、コロナ禍における支援体制についてでございます。これについては、教育長に対するご質問もございますので、私に対する質問を一括ご答弁させていただきます。

まず、質問1の自宅療養者への支援体制についてです。村への陽性者、濃厚接触者の情報は、後志総合振興局長から私にダイレクトに連絡があるものの個人を特定できる情報ではなく、その情報は原則職員に共有は行わないため、対応は俱知安保健所が行うことになっています。1か月ほど前に村内で陽性者が確認されたため、保健所にもどのような対応を行っているのかを確認をいたしました。説明では、日用品や食料品を数週間分届けており、また毎日容体の変化などを電話確認で行っている、対応は全て保健所で行うとのことでした。テレビなどで他市において必要な買い出しなどを職員が行っているという報道を見ましたが、それは市が保健所を持っている場合に限られると思われれます。

以上のことから、現状のシステムにおいて村は個別対策が取れないのが現状であり、現時点でそのシステムが変更となり、町村へ個別対応を任せるという動きにはなっておりません。今後システムが変わり、保健所などから要請があれば、その対応について検討しな

ければならないと考えております。

子供や要介護者の受入れ態勢と行政の支援についてであります。先ほど述べたように、村としては陽性者、濃厚接触者の情報は関係機関などにおいて共有されておられません。そのため、村として子供や要介護者の受入れなどの療養対応はできる仕組みではありません。この点も保健所に確認したところ、困り事などの相談窓口を保健所として開設し、対応しているとのことでした。事例として、親が陽性者となり、子供が濃厚接触者である場合、ほかで預かるというのは現実的に難しく、これまでは親と一緒にホテル療養や自宅療養しているのが現状であるということです。また、家族が陽性者や濃厚接触者となった要介護者の場合は、ケース・バイ・ケースではあるが、家族等と相談し、対応をしているということでございます。

質問の4番目の福祉分野アウトリーチの現状についてでございます。施設入所や入院を除く75歳以上の住民に対し、包括支援センターにおいて介護予防のための基本チェックリストを郵送し、既に回収しております。現在その結果を踏まえ、訪問などにより必要な介護予防につなげる取組を行っています。村保健師は、包括と対象者が重複しないよう調整し、必要に応じて高齢者宅を訪問予定で準備をしていましたが、緊急事態宣言期間に入ったため、現在訪問を延期しております。

なお、包括、村保健福祉課、介護保険課では情報を共有し、必要な場合は社会福祉協議会とも連携しながら相談できる体制が取られています。加えて、全ての住民からの相談も随時対応しております。

質問の5番目、困窮者への生活支援についてでございます。村の生活困窮者への支援については、保健福祉課で相談を随時受け付けており、困窮の状況に応じ関係する支援制度や就労相談へつなげる対応を行っておりますので、引き続き相談者への対応を進めます。

なお、社会福祉協議会が扱っている無利子、保証人不要で借受けできる資金貸付制度の利用状況は、7月末現在で緊急小口資金で27件で570万円、総合支援資金8件で388万2,000円という実績になってございます。

質問6の村内事業者の現状と村としての支援についてでございます。村内事業者へのコロナ禍の影響は、直接的には宿泊、飲食など観光など流入人口の増減に影響を受ける事業者に影響が出ていると認識しておりますし、これに関連した雇用や農畜産物の需要にも少なからず影響が出ていると認識しております。ただ、国としてもワクチン接種率が対象者の50%を超えたことから、11月をめどに消費拡大支援策を再開させる動きもあり、道内における経済循環に期待をしているところであります。加えて、村では国のコロナ対策費を活用し、コロナ後を見据えた農村観光への取組や事業者支援事業をはじめ、個人の資格取得支援事業などを導入し、活用を呼びかけているところであり、それらを活用していただきながら個々の経営改善など新たな取組の推進に期待をしているところであります。

以上、能登議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） まず、子供の預け先と居場所についての2番目の小学校低学年の居場所についてお答えいたします。

ご指摘の放課後子ども教室についてですけれども、本事業については地域の方々の参画を得まして学習、スポーツ、文化等の交流活動を実施することで子供たちの社会性ですとか、それから創造性ですとか、人間性を涵養するというのを目的にしまして地域の方との交流を通して地域コミュニティの充実を図ること、これらを目的とした事業として行われるものなのですが、簡単に言うと学校教育の後の継続的な子供の力をより充実させる、そんな目的で行っているものです。

本村の子ども教室についてなのですが、これまで今回このご質問の子供の居場所という観点では親同士の子供の見合いといいたいまいしょうか、見合っていたものがなかなか難しいというようなことから、放課後の子供たちの預かりも受けながら、したがいまして保育所と同じ時間帯、この時間に合わせて17時30分までの開設として今日に至っているという経緯があります。同様に、地域の方々に継続的に指導を依頼できる方がなかなか難しいということもありまして、余市や小樽等の退職した校長先生方に指導員をお願いして来ていただいているという、そんな現状もございます。また、いわゆる学童保育であります放課後児童クラブと違いまして、こちらは保護者が労働等により昼間家庭にいないものという条件があるのですが、こういう子供たちも限定せずに受け入れているということですか、それから国や道の制度に従いまして年間250日未満、1日4時間以内の中で、これがマックスなのですが、この中で補助を受けながら事業を実施しているというものでもあります。

ご指摘の放課後子ども教室の拡充ということについては、現状の中では今後長期休業中の実施日の若干の拡大はこの250日という枠でいえば、あと何日間かは拡大は可能であり、今後具体的に実施していければなというふうにも考えましたが、時間の延長ですとか、それから終日開催というのはこの制度の上からも、それからまたスタッフ上からも難しいなというふうに考えているものです。

もう一点、児童館のご指摘もございましたけれども、この児童館につきましても規模で非常に制約がありまして、いろんな規模がありますが、一番制約が少ない小型児童館と言われているようなところでも様々な図書室ですとか、遊戯室ですとか、それから2人以上の設備運営基準に規定する児童の遊びを指導する者、すなわち児童厚生員という方を置かなければいけないというような条件もあります。その他、児童館ではなくて類する施設を仮に準備したというような場合においても安全管理上はやっぱ児童に目が行き届く常勤のスタッフがいるということが1つ、環境不可欠かなというふうにも考えますので、したがいまして現状ではなかなか難しいなと考えるものです。ただ、今後現有施設の整備と整理の作業がこれから進んだ場合に、その有効活用という点では検討事項というふうにまず挙がるものではないかなというふうに考えているものです。

次に、コロナ禍の支援体制であります3番目の全国学力・学習状況調査の結果と村内小

中学校の取組ということでお話しさせていただきますと、8月31日にこの結果が発表されてまして新聞等で報道されたところです。議員ご指摘のように、休校中の勉強の不安については感じた、あるいはどちらかといえば感じたという子供の割合が非常に多いということだったり、それから情報通信機器の利用状況もあり十分ではないですよというような報道がされていて、それを御覧になっているのかなというふうにも思います。

本村の状況についてお話ししますと、家庭の教育力の差については在宅時間が長くなっているということ、それから不安やストレスにつきましても平常時と比べれば子供たちに高くなっているものというふうに考えられます。ただ、各校聞き取り調査した結果からは、報じられるような心配するような状況は感じられないというふうな報告を得ています。その根拠にもなるのかなというふうに思いますが、その設問の一つでありますコロナ禍での休校期間に勉強への不安を感じたかという設問に関しては当てはまる、あるいはどちらかといえば当てはまると回答しました本村の子供の割合というのは全国と比べると大変少なくなっているということ、一番ポイントが高い学校でも十三、四%全国よりも低い、学校によっては感じる子供はゼロというような回答もございます。恐らく教職員による小まめな児童生徒への連絡ですとか、それからいち早くICT環境が整備されたこともその理由の一つではないかなというふうに考えているところです。

お尋ねの小中学校の具体の取組という部分ですが、子供が触れ合いながら共に成長する育ちの場の確保ということでは感染対策の徹底を十分配慮しながら可能な限り体験的な学習をしたいということで行っています。これは、主体的、対話的な深い学びを目指すという中で個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指して職員は非常に研修を今重ねて行っていますので、その背景がそういうところにもあるのかなと感じています。また、保護者とか地域の方々からの応援メッセージ、それから励ましメッセージをもらったり、子供同士でお互いのいいところ、あるいは頑張り、こういうのをメッセージをもらい合うことで、そういう活動を通しまして、距離は離れなければなりませんが、心の距離を縮めるような活動を心がけて学校のほうでは取り組んでいるというような、そんな状況にあるかなというふうに思います。

以上、小中学校の取組についてご報告でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） まず、質問の1点目、子供の預け先と居場所について再質問いたします。

まず、質問1のゼロ、2歳児の預け先についてですが、対象者の見込みや財政状況から新たな投資と維持を継続させることは難しいとのお答えでした。12月の定例会での提言に対して村の回答では、現状すぐにどうこう対応できるものではないが、今後に向けてどうすればできるのかという、考えてみる、検討はしてみる、そんな趣旨の答弁いただいたと思います。ご回答のように、見込み数や財政状況から無理ですというのも、例えばですけ

れども、広域入所にかけているお金、今回の補正でもまた1人分でしたか、対象者が増えたことで結構大きなお金を委託料として払っております。例えばゼロから2歳児の受入れすることでその部分を村の保育所に使える、または質問の中でも申しましたように認定こども園とか別の制度的な枠組みを使うことにより、より村のニーズに合った柔軟な対応ができるようになる、そのような検討をしてほしいという思いもあるのですが、12月の質問以降そうした代替策というか、腹案としてどのような思案、検討されたのか、その辺ご紹介いただきたいことが1点。

また、質問の中でも申し上げたような馬場村長の問題意識、少子高齢化は待ったなし、労働力不足は待ったなしを克服していくために保育所の整備というのはかなりストレートに効く施策ではないのかなと個人的には感じるのですが、もし保育所を整備しないとして、では村長は少子高齢化や労働力不足をどのような形で克服していこうと思っているのか、その2点について再質問したいと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

まず、去年の12月の中でもやはり今するのはなかなか厳しいよと、ただ検討するといった部分、検討というか、今後は考えていく余地がないわけではないというようなことは、最初に答弁させていただいた要するに子育て支援や高齢者福祉だけではなく、総合的に村づくりというものを考えていく中でその位置づけというものをきちんと考えていかなければならないというふうな考えの中に12月に言ったような部分も含まさっていて、今回こういうような表現にさせていただいたというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、では具体的にどういうふうなことを考えているのかと、今までどうしていたのかというふうなことにしましては、まずは今、日程的にはこの後になりますけれども、財政健全化アクションプランというもののの中でそれぞれ役場の中でいろんな課題を洗い出しています。その洗い出した中をこれから取りまとめて、来年度以降の予算に向けて今後5年間の方向性という中でどうしていくかというものを今定めていきたいなと思っていますので、そういった作業の中で、では子育て支援、保育所をどうしていくのかということも当然議論を内部ではしておりますので、そういったものを今後提示をさせていただければというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君） 再々質問。

○4番（能登ゆう君） 財政健全化の中でまた検討されるということですが、財政健全化の中で検討されるにしてもどういった制度的枠組みを想定するかでかなり違ってくると思います。必要となる予算もそうでしょうし、人員の体制についてもあらかじめある程度何パターンかシミュレーションつくっておかないと、ですから厳しいと言われてもなかなか納得しかねる部分が残ってしまうのです。どこを厳しいとおっしゃっているのか、保育所ゼロから2歳児必要ないとお考えでおっしゃっているのだったら、何にもやる気がなくて

こういうお答えでしたらしくりくるのですが、予算的なものが見えないとなかなか財政が厳しいからというだけでは納得しかねる部分が残ります。再質問で申し上げたのは、どのような検討、思案をされたのかということです、その部分には答えられていないと思いますので、そこをまずお聞きしたい。

繰り返しになりますが、選挙時の課題にどう対応していくかということも答えがなかったと思いますので、改めてお聞きいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まず、選挙のときに言ったそういった子育て支援、高齢化待ったなしという部分については、今後の住みよい村づくりという部分に関して総合計画の後期計画だとか、そういうものも今定めて進めておりますし、先ほど言った財政健全化の中でまずは財政を安定させながらいろんな事業を進めていくというのがそういった部分に対応していくことだというふうに私は考えておりますので、それを今日まで進めさせていただいておりますし、この後ご相談させていただくアクションプランの中でもそういった部分を網羅した中でお話をさせていただければなというふうに考えております。

では、ほかの部分で何もしていなかったのかということでのご質問ですけれども、先ほども広域の中で今ゼロ歳児から2歳児までの部分は近隣の町村の施設にお願いをしていると、そこに国費の予算をいただきながらお願いをしているという状況でございます。ただ、子供の動向も見ないと、施設投資をして、特に新たな投資をするという部分に関してはその後の見込み数だとかというものをある程度やっぱり見ていかなければならないということを見ると、今2歳児以降は赤井川の保育所で受け入れられますので、その2年間の部分、丸々2年まではいきませんが、その部分については今の財政の中で何とか近隣の施設を利用させてもらいながら、2歳になったらうちで受け入れるという今までの考えはやっぱり踏襲すべきだと私は考えておりますので、そのようなことで今のところ進めさせていただいております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 村長への再々質問まで終わりましたので、では教育長に再質問ということで伺います。

ご回答の前段については、放課後子ども教室の制度的な部分について、制約についてご説明だったと思いますが、ただ大事なものは制度のほうに合わせるのではなく、やっぱり村の実情、ニーズに合わせた制度設計、制度選択、事業の在り方というのを模索してほしいという希望もあります。例えば今5時半までですが、その後村のどこか、たまに親がなかなか間に合わなくて、そのときは役場の教育委員会のほうに見ていただいて本当にお世話になっていて申し訳ないなと、ありがたいなと思うところですが、そういった何か2つの事業抱き合わせでもいいと思うのです。子ども教室終わって、その後また必要な子はほかのボランティアがいいのか、いろんな選択肢があるでしょうけれども、ほかの制度で対応していく、例えば長期の休み中でも午前中弱点克服の学習会があるときは、その後に子ど

も教室を設定してくださっているのです、大体1日子供たち目の届くところにいることができる、そういった1つの事業で全てカバーするのではなく、いろんな事業なり仕組みを組み合わせていくというやり方もできるかと思いますので、そうしたこともぜひ考慮していただけたらと思います。

また、再質問ということで1点お聞きしたいのは、施設的な部分について、最後のところです。今後現有施設の有効活用が話題に上った際には検討事項になりますとお答えでしたが、具体的にどのような想定の上でこのようなご回答されたのかお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） まず、前段部分のお話からさせていただきますと、まず教育という枠の中で話題に今上られたのはむしろ教育というよりも福祉のお話なのかなというふうに思いますが、ただこういう現実の部分も含めて教育という枠の中で可能な限りできることをということでやらせていただいているつもりではいるのです。御存じかもしれませんが、先ほど250日というお話もさせていただきましたが、250日というのは子ども教室については250日未満で、250日を超えるものについてはいわゆる学童クラブ、児童クラブの範囲になってくるわけです。こちらのほうは、時間であるとか、そういうのももちろん長いというのがありますし、それから当然のことなわけですけれども、先ほどの児童館と同様に放課後児童支援員という専門の資格を持った方、有資格者2人以上置かなければいけないというような制約もあります。ということはどういうことかという、子供の安全管理ですとか保育という意味で体制を整えていかなければならないという、これ厚労省のほうの制度ではありますが、そういうような要するに子供たちの安全をまず確保しながら預かっていくという、そういう制度を条件整備として法令とかで整備されているという部分がありますので、今教育委員会のほうで行っているのはその分ではなくて、子ども教室という枠の中で地域の人たちの力を借りながら子供たちを何とか、そういう今のニーズも受けながらやっているということで、本当にぎりぎりのところでやっているという実態がありますので、その辺りはご理解いただければと思いますし、それから先ほど村長の話もありましたけれども、今後の村全体のプランどうするかというあたりの話題になってくるのかなというふうに思いますので、私のほうからこの件に関してはそのぐらいまでのお話にさせていただこうと思いますが、それから児童館の関係の部分、これについては前にお話ししていますいわゆる学校の適正配置、端的に言えば適正配置に関わることを指して言っています。適正配置が進むことがあって、そのときに当然施設がまとまるということになりますので、そのときに統合的な、それは30年のときに前教育長のほうから皆さんにご提示したように資料館ですとか、それから図書館ですとか、そういう総合的な文化施設の設立のことが話題に、検討事項になってくると思いますので、それと併せて子供の居場所というところも検討できるのではないかなと、あるいはそういうふうに考えていくべきではないかなというふうに考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） では、2点目の質問、コロナ禍における支援体制について再質問をしたいと思います。ご回答の順番に従って再質問したいと思います。

まず、質問の1と2については、村としては直接タッチできませんというお話だったと思います。広域での事務というのは、赤井川のように小さな自治体にとってはなかなか避けて通れないことなのかなと思いますが、ただ村の住民の様子がそれで分からなくなるという状況になっては困ると思いますので、せめてその辺の連絡、状況把握は自治体のほうも密にしていきたいなと思います。そして、状況が分からなければ、やはり役場のほうでもいずいのではないのかなと。今住民がどういう状況に置かれているのか、事務が広域化されていることで全く村で把握できないという状況は村としても避けなければならない状況ではないかなと思いますので、その辺についての村長のお考えを1点お聞きしたいこと。

次に、質問の4番、基本チェックリストを郵送し、既に回収しておりますということですが、そのチェックリストの郵送した時期と、あと回収率についてお伺いいたします。

また、保健師さんが訪問予定で準備されていたが、緊急事態宣言に入ったため、現在訪問延期ということですが、緊急事態宣言下こそ訪問必要ではないかなと感じるのですが、その辺の考え方についてお聞きしたいことが2点目です。

また、次、飛びます。質問の6点目です。村内事業者の現状と村としての支援についてということで、現状商工業に対する事業に対する支援ということで行われているのは緊急事態宣言が出たときの休業の協力に対する支援金、あとは何か新しいことを始めるなら出しますよというものが多いと思うのです。販路開拓サポート事業ですとか、特産品開発支援事業、いろいろやっておりますけれども、ただどちらかというと厳しい事業者にとってはそれよりもやはり昨年ですか、のような持続化給付金、国でやっていたものですけれども、そういうタイプの直接的な支援のほうありがたいといった事業者さんの声も聞かれます。昨年ですか、村の3事業者さんから要望書など提出いただいた経緯もありますが、直接的な支援求める声に対して村のほうの考え方いま一度お聞きしたい。

以上、3点について村長にお伺いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 質問の1と2のことについて、村のほうでも情報を持つべきではないか、情報を関係機関と共有すべきではないか、もちろنگもっともなご意見だと思います。ただ、残念ながら今やと町村で何人出たかということのを道としても公表する、1週間分を町村名だけ公表するというので、個々の公表についてはそれぞれ個人の方に確認をして性別と年齢だけは町村に伝えることは、これはお願いしてさせてもらっているようですけれども、それ以外は本人に確認をして情報を伝達するしないは本人に任せている部分が多いものですから、個人情報の関係もありますので、ですからそれをこちらのほうから情報を取りに行くということは現時点ではうちの村だけではなくて全国的にできない

ことになっておりますので、そのところをご理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、先ほどの1回目の質問にもお答えしたように、常に相談する窓口、保健所にも置いてありますし、うちも何かがあれば相談受けるようにしています。ただ、残念なことにコロナに関することを相談受けてもうちとしては保健所に確認をしなければならないのです。例えば個人から熱が出たのだけれども、どうしたらいいだろうかと、今は直接保健所に行くようにはなっていますけれども、やっぱり心配だから村に一回来ることもあります。でも、我々としては、それはPCR検査ができますとか、どこどこ行ってPCR検査、病院行ってやってくださいとかということは言えないのです。まず、保健所に連絡をしてくださいしか言えないのです。ですから、我々はコロナに関してだけ言えば、保健所の指示に従ってやっていくしかないというのが現状なので、これがシステマ的に変わらない限りは我々が口を出して何かをしていくという状況にないということだけのご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、アウトリーチについては、担当課のほうからご説明をさせていただきます。

あと、事業者支援、直接的な支援という部分に関して今のところ村として国がやっているような支援金というか、直接的な現金を配付するというようなことで事業者にということは考えておりません。ただ、今国の動向の中ではそういった動きがまた出てきているというふうに情報がありますので、その部分に期待をしたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私のほうから4番、福祉分野のアウトリーチの部分について、チェックリストの送付につきましては4月に発送しておりまして、182件に対して送っているようです。ただ、すみません、回収率については手元に資料がございませんので、今この場でお答えすることはちょっと難しいでございます。ただ、回収は全て終了しているということでございますので、今随時活動は包括支援センターさんのほうで動いている状態でございます。

また、保健師の訪問のほうなのですけれども、今こそ回るべきではないのかというところもご意見ありましたけれども、実際訪問して確認するのはある程度の時間をかけた内容になると思われますので、今のところ接触を避けようということで控えているところでございます。ただ、訪問しないからといってほかに何もしていないわけではなくて、常に情報がありましたら電話による連絡など取らせていただいて個々の状況については相談などに応じるような体制は取らせていただいております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 1点だけ、村のほうで感染者の状況把握できないというお話だったので、関連してというか、今回のコロナに限らず、事務を広域化することで生まれるデメリットの部分だと思うのです。今後のこと考えると、分野もさらに広がって

いくかもしれない、その広域化していくということ、事務について。村としてそのデメリットをどのように埋めていけばよいのか、その何かお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 広域化することで、このことに限らずいろんなことが、デメリットが、矛盾が出てくるということは当然あると思います。ただ、このことに関して言えば、保健所の設置に関する自治法なり、あとそれに関連する法律に基づいてこういった部分がシステム化されているということなので、一町村でどうするという事にはならないことだと。では、村で保健所が設置できるのかというと、そういうことにもなりませんので、そこまで幅広く飛躍した考え方に対してどうお答えすればいいのかと僕も今悩んでいるところなのですが、国のほうに要望するというようなこと、町村に置いてもらうような格好で保健所を置くということが一つの解決策になるのでしょうかけれども、現実的にはどうなのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

ここで若干休憩いたします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時31分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

続きまして、湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 本日は、学校における新型コロナウイルス感染症対策について教育長にお尋ねをしたいと思います。

先日学校を訪問した際、赤井川小学校ですけれども、僅かな時間ではありますけれども、感染症対策についてお聞きし、現場も見せていただきました。教室を回ってみると、各児童の机の横に給食に使用するというパーティション、それからフェースガード、そういったものが備えられていたり、あるいは手洗い場で密にならないようにという工夫、そして驚いたのは廊下に片側通行の動線があったりということで、学校でできる基本的な対策は既に整っているとは思いますが、ただ、新たな変異株であるデルタ株の感染者が増加し、子供が新型コロナウイルスに感染する事例が増えている現在、さらなる感染症対策の徹底が必要かと考えますが、これまでの新型コロナウイルス感染症対策も含めて学校における新型コロナウイルス感染症対策についてどのように取り組むのかお聞かせください。

また、感染不安により登校できない児童生徒について出欠席の取扱いや自宅学習のフォロー等、その対応についてどのようになされているのかお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 学校における新型コロナウイルス感染症対策についてお答えします。

今お話あった新型コロナウイルス感染症についてですが、現在8月27日から緊急事態宣言が出されて9月30日まで延長されたところですが、各市町村において9月10日付で道から緊急事態措置についての通知を受けたところでございます。本村については、一般措置区域に該当するわけですが、ここでは感染性が高いとされるデルタ株、今お話がありましたこのデルタ株に全国的には置き換わったと考えられることを踏まえて、以下の取組をしてくださいという通知が来しているところです。1つは、御存じのとおり3密、密閉、密集、密接ですか、それから感染リスクが高まる5つの場面、これ飲食ですとか、長時間にわたる大人数ですとか、マスクなしの会話ですとか、そういうようなものなので、それから人と人との距離の確保、それから今申し上げましたマスクの着用ですとか、手洗いなどの手指消毒、換気をはじめとした基本的な感染防止策を徹底する等の要請が出されたところでございます。学校に対しては特に、また加えてということなのですが、特措法の24条に基づきまして感染リスクの高い学習活動は整理して行わないこと、それから児童生徒と同居家族の感染状況を素早く観察して迅速に対策を講じること、これに関わってなのですが、休んだ場合には例えば学びを保障するであるとか、そんなこともありますけれども、それから学校行事の中止、延期、縮小、それから部活動の出場大会ですとか活動場所、これの制限などの要請が出されたところでございます。

本村の新型コロナ感染症対策の基盤整備ということでお話ししますと、これまでに各学校においては検温、消毒用備品、それから飛沫防止備品、それから接触防止備品ですとか、環境備品ですとか、今議員御覧になったような備品をそろえるとともに、学習環境では1人1台端末、モバイルWi-Fiルーターの完備だとか、このようなことも完了したところです。学校における子供たちの生活については、議員が御覧になったようにこれまでも同様に徹底した対応を取っておりまして、大きく変更が先ほどの通知も含めましてあるものではありませんが、緊急事態宣言下の現在については部活動の対応については一段厳しい内容ですとか、それからとりわけ感染リスクが高くなると言われています集団宿泊的行事については、これは本村においても延期をお願いしているところです。現在各学校におきましては、この通知や指示を踏まえまして学校の内容を丁寧に話し合いながら決定しているところです。児童生徒、それから地域、この実態を考慮した教育活動に全職員体制で臨んでいるというふうに言えるのかなと思います。その結果ということですが、ちょうど御覧になった様子でもあるかなと思うのですが、子供たちの生活様式につきましても集団で集まったときの私語を控えるですとか、それから大人もなかなかまねができないような黙食を徹底するですとか、それから学習時の感染対策を取った会話をするときのルールを徹底、遵守するであるとか、とにかく感染拡大を防止する生活様式が子供たちにも定着しているところです。また、特別教室など共有する施設使うごとに、これは教職員がですが、消毒作業を行うなど徹底した安全管理にも努めているところです。そういうことから、

これからも同様に丁寧な対策を取り続けていく予定でございます。

ご質問の感染不安についてなのですが、登校できなくなる児童生徒についての出席の取扱いにつきましては、これは欠席ではなく、校長が認める出席を要しない日というふうにしています出席停止というふうにしているところです。それから、休んだ子供の自宅学習のフォローにつきましては、プリント学習とオンライン学習の両者で対応することを基本としながら、オンライン学習についていろんなパターンがありますので、一斉ですとか、個別とか、その配信の状態を変えたり、またプリント学習との割合を変えたりするなど、発達段階に応じて、あるいは子供たちなかなか集中も難しい、オンライン学習ってなかなか難しいところもありますので、こういう度合いに応じて個別に対応を取りながら、調整しながら対応を取っているところです。したがって、今現在学校での感染対策については、十分な対応が取られているものというふうに認識、考えているところでございます。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 答弁の中から2点お伺いしたいことがあります。

まず、1点目は、今不安で登校しないということで、出席停止ということで出席にも欠席にもならないということで、それは義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャートによるものだと思うのですが、このフローチャートに出るぐらいだから、そういうこともやむなしなのかなという感じはするのです。ただ、やはり登校して子供たちみんなと一緒に学ぶというのが基本だと思うのですが、だから村としては感染対策は一生懸命やっていると、だから安心して登校してくださいという働きをしているのか、あるいはそれはやむを得ないというふうに捉えているのか、そのところまず1点目です。

それから、2点目は、消毒作業を行うということで感染対策いろいろされていると思うのです。でも、それは結局現場の先生方の努力によるものだと思うのです、いろいろな。かなりの負担になっているのではないかなと。ここの学校の先生方どう思っているかわかりませんが、一般的にはかなりの負担だろうと。登校前に30分ぐらいかけて消毒をしたりとか、帰った後また30分ぐらい消毒したりとか、これまでやってこなかったようなことやっているわけです。これは、どこの社会でもそうなのだと思います、その軽減をするため例えばボランティアを募ったりとか、あるいは作業員雇ったりとかいうところもあったりするのです。ただ、それは外部の人には限度があるというようなことも言われているのですが、そういうことは考えないのか、それから文科大臣はそんなに過剰な消毒作業は必要ないよというような見解も、何をもって過剰な消毒作業というのか分からないのですが、そんな発言もされていますので、その辺も加味して少し負担を軽くするような方法というのを考えられないかなと、そんなことを2点、教育長の見解をお願いします。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 後半の対応の部分についてまず最初にお話ししますと、様々な

感染対策で不安といひましようか、これ最初のほうの質問にも関連しますが、考え方としてコロナに対する受け止め方についてはそれぞれ家庭ですとか、子供一人一人の受け止め方が多様な受け止め方がございます。まず、その多様な受け止め方に対して、これを一律規制をかけるということではなくて、その受け止め方を尊重しながら、それで不安を解消する対応を取るというのが基本の考え方になります。そういうことから、最大限の感染対策はまずしますよというのを前提にしながら、ただそれでもなおかつ不安を持つ、例えばなのですが、もともとの持っている病気ですとか、あるいは環境ですとか、あるいは家庭での状況だったりとか、そういう様々な要素から学校に今行くのはちょっと不安ですとか、そういうものに対してそれに対応するような対応取っているということになります。先ほどルールというか、決まりの話ちょっとありましたけれども、そういうような場合の子供に対しての扱いとしては校長先生が欠席ではなくてそういう状況を認める日ということで、いわゆる出席停止という扱いにしているということで、ただもう一つあるのは例えば感染状態が完全に分かった状態で休みますよと、いわゆる濃厚接触者とか、そういうようなことになって指定された後にオンライン学習をしていて、そういう子供の扱いについては状況によってなのですけれども、出席扱いにもできますので、そこはその状況で個別に対応しながらやっているということで、その辺りについても一律休みではとにかかないですから、安心してくださいねというメッセージを出しているということがまず1つです。

それから、様々な対策で正直教職員の疲労度といひましようか、これはやはり高くなっているということはおっしゃっているとおりのことだと思います。そういうことから、まずは学校体制の中でできることとしては、担任だけではなくて全ての職員が、事務職員、養護教諭、全てのスタッフが一体となってお互いに業務を推進していっているというのがまず今1つ前提です。それから、もう一つは、今このコロナに関わって様々な加配制度がありますので、その加配制度を可能な限り村としても要望しまして、実際にその加配で配置している先生というか、これコロナ加配だけの問題ではないのですけれども、特にコロナの関係もあるということから、とにかく可能な限り各学校で多くの教職員スタッフがもらえるようにあらゆる手だてを尽くして加配をしています。そういうことから、今現在は赤井川小学校に2名の加配、それから中学校については2名の加配がついているところです。都小学校の加配については、学校規模と児童数、それからスタッフの数からちょっと加配は、学校の中でできるのではないかということなのではないでしょうか、そのためつかないのですけれども、ちょっとそこは難しかったのですが、そういうようなことから、なるべく先生方の対応がより安全で、しかも過度な負担にならないように教育委員会としても最大限のことやりたいなと思って、そんな申請をしているところでございます。

以上でございます。

(何事か呼ぶ者あり)

○教育長（根井朗夫君） 赤小2名、赤中2名です。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

◎豪雪地帯対策特別措置法改正等に関する意見書について

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

○議長（岩井英明君） 続きまして、全国積雪寒冷地帯振興協議会より豪雪地帯対策特別措置法改正等に関する意見書、北海道町村議会議長会よりコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書及び国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書が届いております。

これにつきましては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、豪雪地帯対策特別措置法改正等に関する意見書外2件につきましては、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 3時48分散会）